Ⅰ　訴訟事例関係

Ａ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ⅰ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和２７年　３月２５日

（２）地区面積

１，３５４　ｈａ（うち水田　１，０４０ｈａ、普通畑　３１４ｈａ）

（３）関係市町村

３市

（４）組合員数

３，１２４名（総代　５９名）

（５）役職員数

理事　　１４名、監事　　６名（監事のうち員外３名（各市長））

職員　　５名（事務職　５名、技術職　－　名、施設操作員　－　名）

（６）管理施設

頭首工　１箇所

幹線用水路　　２８km、支線用水路　８km、揚水機　２台

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：２１２，３１３千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　３１，４０２千円

（経常賦課金　水田　　3,000円／１０ａ、畑　　300円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

①　運営費及び維持管理費として関係３市より助成

１５年度　　１４，５８８千円（事務費負担金）

②　水路の上部利用に係る補償料としてＡ市より助成

１５年度　　５，０８８千円（水路上部利用補償料）

※　県営かんがい排水事業　地元負担分の助成　１３３，８７４千円（１５年度）

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

「管理の模式図」

本土地改良区（幹線・管理する支線）

→水利組合等（本土地改良区が管理している以外の支線）　→　農 家

（２）管理の実施区分

本土地改良区は、○○幹線用水路及び△△用水路の二つの幹線並びに△△用水路の頭首工並びに取入口の操作管理を行っている。なお、○○幹線用水路の頭首工並びに取入口については、土地改良区連合が管理している。

支線用水路については、各地域の水利組合等の地元管理となっている。

幹線用水路の補修については、軽易なものは本土地改良区が施行し、難易な補修については県が施行している。支線の補修については、各地域の該当する市が実施している。

（３）管理費の負担区分

本土地改良区が管理する施設（頭首工等）の管理費及び軽易な整備補修については、本土地改良区の経費により負担している。

地元管理の支線については、電気代、油代等は上限を定めて地元水利組合等に交付している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

△△用水は市街地を流下しているため、用水路の上部を遊歩道・小公園等にＡ市が有効利用している。そのようなことからＡ市から補償料を徴している。

支線についての水路破損・漏水・水位調整は行政の担当職員と連絡を密にし、現地立会いなどの協力体制がとられている。

（５）管理に係る地域住民との連携

現在、管理に係る一般住民との連携はとられていない。

幹線の草刈り等については、一部農家団体（生産組合等）に依頼し実施している。

（６）管理に係る問題点と対応状況

本土地改良区の管理している施設の浚渫､除草等は１年を通して定期的に行っているが、支線については、都市化が進んでいる地区で一部用水路の管理が行き届かない箇所が見られる。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：　有（昭和５１年度より加入）

現　　在：　有（現在も加入している）

（２）加入対象施設

事故当時：　用水路

現　　在：　本土地改良区が管理している幹線用水路及び支線用水路、頭首工

（３）保険料

事故当時：　１７，４９０円

現　　在：　水　路　３７km　→　１６０，３４０円

頭首工　１箇所　→　１０２，４４０円

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和５５年６月２３日午前９時２０分頃、警察署より「昨日夕方から３歳の子供が行方不明になり捜索したが見つからないので、用水路を捜したい」という電話があった。

このため、関係用水路を一時断水し、職員（男性）５名が二班に分かれて捜索した。

その結果、転落したと思われる地点から下流２．３kmの支線用水路において遺体で発見された。なお、転落したと思われる箇所にはフェンスは設置されていた。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

昭和３３年に県営農業水利改良事業により当該施設が造成され、フェンスについては、県営農業用排水路危険防止対策事業により設置された。

造成当時、周辺は水田地域であったが、宅地化が進み事故発生当時、当該施設の付近には住宅、マンションが建設されていた。

用水路は、造成当時から現在まで水路の構造及び水量は変わっていない。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

○○幹線水路

県営農業水利改良事業により造成し、昭和３６年に県より管理委託

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

本土地改良区で管理する幹線水路の半分を、隧道、暗渠、サイフォンが占め、当該施設の入口にはスクリーンが設置されており、毎日職員が除塵及び水位調整等の見回りを行っていた。

（２）事故発生時における施設の状況

水路に設置されたフェンスは、設置当時高さ８０cmを有していたが、水路の片側に面した農道が市道となったことから、道路舗装等の補修が繰り返されるなどして、事故当時は設置時よりフェンスの高さが実質的に低くなっていた。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

昭和５５年６月２２日に行方不明となり、両親から警察署に捜索願いが出され、地元消防団と捜索したが見つからず、翌日の９時２０分頃本土地改良区へ連絡が入り、捜索した。

また、本土地改良区から県農地課へもその旨を連絡した。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

警察署、地元消防団、地域の方々等と水路を重点的に捜索した。その結果、２．３km下流の支線水路で発見された。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

速やかに県農地課へ連絡。事故状況把握に努めた。

（４）管理関係機関の対応状況

県農地課の担当者と連絡を密にし、今後の対応等を協議した。

（５）その他（保険会社への連絡等）

事故発生当時は、保険の適用についての状況判断がつかなかったが、その後の遺族からの要望等を判断し、県農地課に連絡を入れると共に、保険会社へ事故報告を行った。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

事故発生後、直ちに県と協議し、フェンス等の補修を行った。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

事故が発生する以前より、フェンスの設置を行っていたが、事故発生後、幹線水路全線にわたりフェンス等の防護施設の点検を行い、補修・フェンスの設置等を実施した。

（３）管理方法の変更

管理方法に変更はないが、毎日行ってきている施設の巡視により、フェンス等の破損箇所、危険箇所を発見次第、補修等を行ってきている。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

裁判所からの和解勧告により、本土地改良区は保険の適用により、保険会社より９５０万円の和解金を支払った。県は、２５０万円を支払った。

（５）その他の対応

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

訴訟は、フェンスの設置並びに管理がずさんであったことにより発生したものであり、当該フェンスの設置・所有者である県と管理者である本土地改良区を被告として、民法７１７条１項に基づく損害賠償責任請求事件として行われた。

本土地改良区は、保険会社の弁護士に依頼し、県は顧問弁護士により訴訟進行していった。

（２）訴訟の経緯

昭和５５年８月１４日　現地検証（証拠保全申立事件）
昭和５６年４月１４日　提訴（損害賠償請求事件）
昭和５７年５月１３日　和解勧告
昭和５７年９月２４日　和解不成立
昭和５８年６月１４日　現地検証
昭和５８年７月　５日　第２回目の和解勧告
昭和５８年７月２２日　和解成立（本土地改良区と原告のみ）

（３）裁判への対応

裁判には、常に事務局長が出席し訴訟対応してきた。

なお、実質的には本土地改良区が依頼した弁護士が行い、県の弁護士とも打合せを行いながら対応した。

また、証人として事務局長が証言するとともに、現地検証の対応等も行った。

（４）判決（和解）時の対応

昭和５５年５月１３日の公判から担当裁判官の交替があり、新しい裁判官から第１回目の和解勧告が行われたが、結果的に不調に終わった。

その後、現地検証後の昭和５８年７月５日に第２回目となる和解勧告がなされ、原告が当初主張していた金額２，０００万円を１，２００万円とすることに了解したことから、被告両者もその金額で受け入れるかどうか、また、受け入れた場合の両者間の負担割合について被告両者間で調整を図ったところ、和解期日に被告両者間での了解が得られ、和解を受け入れることとなった。

負担割合に関しては、本土地改良区の負担割合が多い（約８割）９５０万円となったが、県の厳しい事情を踏まえ、また、県が保険に加入することに前向きな姿勢を示したことから、和解勧告を受け入れることとした。

なお、県については、和解金ではなく、本土地改良区の和解後、取下げ手続きを経た後に、２５０万円を見舞金として支払うこととなった。

和解成立を受け、保険会社から和解金が支払われた。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

なし

（２）当方の主張要旨

フェンスは、通行人や付近の住民が用水路へ転落するのを防ぐために用水路の両側に設置したもので、通行人等に対して用水路があることを知らせる警告的な意義がある。

フェンスが存在することによって既に意義を達しており瑕疵は存在しない。

フェンスを乗り越えて水路に入るということは通常予測できないことであり、異常な行動が事故の原因である。

（３）相手方の主張要旨

用水路に設置されたフェンスの破損部分あるいは低いフェンス部分から内側に入り水路に転落し溺死した。

用水のフェンスを設置する場合、十分な高さを有し、未然に事故を防止する注意義務を被告らは怠った。事故発生場所付近はフェンスの高さが５０cm以下の箇所や隙間があり、子供が容易に入り込める部分が存在した。

Ｂ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和２６年　２月１０日

（２）地区面積

５４０　ｈａ（うち水田　４８７　ｈａ、普通畑　　５３　ｈａ）

（３）関係市町村

４市

（４）組合員数

２，４４９名（総代５２名）

（５）役職員数

理事　　１３名、監事　　３名（うち員外４名）

職員　　２１名（事務職　１３名、技術職　　５名、施設操作員　　３名）

（６）管理施設

取水口　７箇所、樋門　３３３箇所

用水路　７１km、排水路　６７km

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：１，０５５，０００千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　　１５，７２９千円

（経常賦課金　水田　　4,490円／１０ａ、畑　　950円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

①　排水施設維持管理費（市町村協議による）

１５年度　８４，０８１千円

②　河川敷内揚水機維持費

１５年度　　２，５５０千円（電力費）

③　環境施設管理費（用水路）

１５年度　　５６８千円（植木剪定、薬剤散布等）

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

「管理の模式図」

本土地改良区　→　集落（実行組合等）　→　地元農家

（２）管理の実施区分

①　用排水路の維持については、幹線水路は本土地改良区職員又は請負により実施し、支派線水路は、地元自治会・実行組合等の協力を得て、資材の提供及び労務費の支給等により、草刈・浚渫及び補修等を実施している。

②　堰・樋門のうち、本土地改良区直接管理以外のものについては、実行組合等と管理協定を締結し、操作ならびに日常管理を委託している。軽微な補修・注油等の保守点検については、本土地改良区職員で行っている。

（３）管理費の負担区分

本土地改良区が管理する施設の整備補修については、すべて本土地改良区の経費により負担している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

法第５６条第２項に基づく市町村協議により、関係市と覚書を締結し、面積比率により排水施設にかかる維持管理費を負担願っている。

また、関係市の環境美化運動に合わせて、市の担当職員と共同で、水路の清掃等を行っている。

（５）管理に係る地域住民との連携

地域用水機能増進事業（ソフト）により、毎年イベントを開催し、地域住民に参加を呼びかけて、花壇づくりやゴミ拾い等を地域住民と一緒に行っている。

（６）管理に係る問題点と対応状況

本土地改良区区域においては、約２００haの農振地域が残されているが、近年農業者の高齢化や担い手不足から、農地の荒廃が進んできているが、都市における農空間を保全すべく、府・市・地元が一体となり、農空間プランを推し進めている。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：　関係市において加入

現　　在：　上に同じ

※一部の関係市の水路関係は市が加入
被保険者に関し市と損保会社で覚書締結
その他施設は土地改良区が加入

（２）加入対象施設

事故当時：　全ての用排水路

現　　在：　上に同じ

（３）保険料

事故当時：　関係市が負担している

現　　在：　上に同じ

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和５３年６月１４日午後６時頃、団地内の砂場で遊んでいる長女（５歳）を、母親と一緒に捜しに行った幼児（３歳）が、途中母親とはぐれ、行方を捜していたところ、団地側フェンスより堤防に出て隣接する本土地改良区の管理する用水路に転落し、同日午後７時頃遺体で発見された。

なお、水路脇にはフェンス等はなかった。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

昭和４３年に当該用水路が造成された当時、周辺には水田が広がり、団地も建設されていなかった。団地が建設された際に団地側に高さ１ｍの金網フェンスが設置されたが、本水路沿いの堤防の一部に団地住民による不法耕作地があり、そこへフェンスを乗り越えて度々出入りしていた。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

用水路

府営用排水改良事業により造成し、昭和５０年１０月に府より管理委託

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

用水送水日は、水路巡視を行っているが、当日は当該地区へ送水していなかったことから、水の流れはなかった。

（２）事故発生時における施設の状況

事故当時の用水路の水位は、約８０cmくらいで、停滞していた。

管理用道路は未舗装

水路は三面コンクリート張り

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

農業用水路に男の子が浮いているのを団地の住民が見つけ、警察に通報した。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

本土地改良区では把握できていない。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

本土地改良区は新聞報道で知ったが、特に関係機関への連絡はしていない。

（４）管理関係機関の対応状況

特になし

（５）その他（保険会社への連絡等）

市との水路の施設賠償責任保険についての覚書により、昭和５５年４月２２日に関係市に対して届出を行った。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

昭和５３年９月、国費補助事業で、安全柵Ｌ＝９７４ｍを設置した。

幹線排水路の安全柵設置については、国費補助事業により昭和５０年度より下流から順次実施されていたものである。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

本土地改良区区域内では、本件の事故が発生する以前より、水路に順次安全柵の設置を行うとともに、教育委員会等を通じて、地域の児童に対する安全管理の啓発を行っており、事故後も引き続き行ってきている。

（３）管理方法の変更

用水送水日には、送水前に関係水路の巡視を重点的に行うよう努めた。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

全面勝訴であり損失補償はないが、当方の弁護士に対する成功報酬として一審・高裁で計２００万円を支払う。ただし、これも損害賠償保険で対応出来た。

（５）その他の対応

団地側のフェンス両側の踏み台撤去及び不法耕作の禁止及び公団自治会とともに用水日割り表を配布し、送水日を周知させた。

なお、本件事故前後においても転落事故等が発生しているが、昭和５６年を境に激減している。これは、土地改良区が主体となり関係市等と協力して安全対策を講じてきた結果であり、ほとんどの施設にフェンス等が設置されている。

また、現在においても、安全管理施設の見回り、補修等が徹底され、地域住民にも安全管理に対する啓発が行き届いている。

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

訴訟は、当初から本水路設置者としての国と管理者としての本土地改良区及び管理費用を共同で負担しているとのことで、府・市の四者を被告として国家賠償法により、損害賠償責任請求事件として行われた。本土地改良区としては、従来から他の損害賠償責任請求事件を依頼している弁護士に委任した。また、他機関についてもそれぞれ独自で弁護士を選定した。

（２）訴訟の経緯

昭和５５年３月２４日　提訴
昭和５８年３月１８日　（被告勝訴）
昭和５８年３月３１日　控訴
昭和５９年５月３１日　控訴棄却
昭和５９年６月２０日　判決確定（被告全面勝訴）

（３）裁判への対応

裁判には、府・市とともに理事長及び担当部署の総務課長が出席するなど訴訟対応してきた。

訴状に対する答弁書提出までは、各機関の弁護士において行われ、その後の準備書面提出からは、本土地改良区の弁護士が主として対応した。

また、証人として理事長及び事務局長が出席し証言したこともあった。

（４）判決時の対応

当方の敗訴の場合も想定し、仮執行の宣言をされた場合における対応について、あらかじめ関係機関とも協議し、本土地改良区内部でも理事会で了解を得ていた。

万一敗訴の場合、仮執行宣言により、原告側は国の財産を差し押さえる可能性があり、被告側に仮執行免脱宣言が付された場合に対応するため、本土地改良区と取引のあった銀行の行員に供託金（被告側すべてに対応できる額）を用意させ、裁判所へ出向かせた。

（５）判決後の上訴等の対応

原告側から控訴されたが、直ちに関係機関とも応訴した。

（６）判決確定時の対応

高等裁判所での判決は、控訴をいずれも棄却するとの内容であり、原告側も控訴を断念したため、昭和５９年６月２０日をもって判決が確定した。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

原告らの本訴請求は理由が無く、全面棄却とされた。

（２）当方の主張要旨

公団側が団地の周囲にフェンスを設置し、直接堤防へ出られないよう遮断されており、子供の遊び場にはなっていなかった。堤防敷の一部に不法耕作地があり、そこへ行くのに団地住民がフェンスの両側へ古椅子等の踏台を置いていた。それを踏台にしフェンスを乗り越え堤防に行き、水路へ近づき転落したもの。堤防と水路との境界も明瞭で、危険性はなかった。そして子供にも分かる漫画入りの事故防止表示の立て札まで立てている。

また、幼児がフェンスを乗り越えて、本水路へ接近することなど、特異な行動は予想できず、従って水路へフェンスを設置する義務はない。

（３）相手方の主張要旨

本水路と団地との間にある堤防は、一部団地の住民が畑として使用し、また昆虫採集等の場所として団地の子供らの遊び場になっていた。また、堤防の大部分は急斜面であるうえ、草で本水路との境界がはっきりせず近づいた者が、足を踏み外し転落する恐れが極めて高いにも拘わらず、安全柵が設置されていなかった。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

公団が団地造成時、関係者間の協議により公団において団地住民が本水路に接近しないよう公団敷地の周囲にフェンスを設置することになったので、本水路際にまで安全柵を設置する義務は存しないものと解された。

以上で設置の瑕疵はないとされた。

（２）施設の管理責任

事故現場附近の状況等から、本件水路付近は子供の遊び場とはなっていなかったこと、また、市や団地自治会等が事故防止の啓発活動をしていたこと等諸般の事情を統合され、本件の事故は３歳の幼児が午後６時過ぎ母親から離れて姉を捜すため、団地の高さ１ｍのフェンスを乗り越えて水路に接近し発生した、通常予測しえない事故であるということで、管理に瑕疵はないとされた。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

設置に瑕疵はない。管理について費用負担はしていないことから、国・府及び市における費用負担者としての責任は認められない。

Ｃ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和４７年５月１日（合併新設）

（２）地区面積

３，０２２ｈａ（うち水田　２，４５５ｈａ、普通畑　５６７ｈａ）

（３）関係市町村

１市１町

（４）組合員数

３，３３３名　（総代７４名）

（５）役職員数

理事　　１２名、監事　　４名

職員　　１４名（事務職　６名、技術職　８名）、水路巡視員　１名

（６）管理施設

排水機場　５ヶ所（受託含む）　揚水機場　５２ヶ所

用水路　３１５km　　排水路　５０km

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：　７７５，５１９千円（平成１５年度一般会計当初予算）

②　経常賦課金収入：　１８８，８３１千円（平成１５年度決算）

経常賦課金　水田（用水・排水（平均）受益地）　９，１１４円／１０ａ

畑　（排水（平均）受益地）　８２４円／１０ａ

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

揚水機場維持管理費として市から５９４千円

排水機場維持管理費として町から４９２千円

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制
（２）管理の実施区分　①～⑥

①　用水路

幹・支線用水路は、定期的に浚渫、草刈を実施し、常時堤塘及び附帯施設の補修を行い水路保全に努める。小用水路は、施設の補修を行い、流水に支障ないよう管理するが、浚渫、草刈り等簡易的な維持管理については、関係耕作者の管理に委ねる。

②　附帯施設

常勤職員が常時点検、整備、補修を行い、かんがい期間中は用排水調整委員、季節雇用の水路巡視員及び運転手を委嘱して操作、保守、点検を行う。

③　揚水機場

各揚水機場は、常時職員により運転操作、点検、整備、補修を行うほか、季節雇用運転手を委嘱して運転操作、保守、点検に当たり、特に高圧電気の保守点検は、電気保安協会に委託して行う。

④　排水路

幹線排水路は、必要に応じ草刈り等を実施する。また、各排水路の土地改良事業で造成した基幹施設及び附帯施設の補修を行い、水路保全に努める。

⑤　排水機場

各排水機場は、常時職員により運転操作し、運転休止時には機械器具の入念な手入れをするとともに保守作業を行う。

⑥　樋門等主要構造物

常時職員が操作、点検、整備を行うとともに、常時注油等手入れをし施設の保全に当たる。

（３）管理費の負担区分

本区が直接管理する施設の管理及び整備補修は、本区の経費により負担している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

①　市街地を流下する幹線用水路において、非かんがい期に防火用水等を兼ねて、流水している。これに要する経費は市の負担とし、また、水路事故等があった場合は、市が対応することになっている。

②　国営事業で造成した２箇所の排水機場は、基幹水利施設管理事業により、市が管理することとなっている。このため、市から操作運転、管理の委託を受けその業務を行っていることから、農地災害に係わらず排水運転業務を行うことがある。

（５）管理に係る地域住民との連携

地域を流下する幹線用水路において、春、夏に行う浚渫及び草刈等は、地域住民の代表者と請負契約を締結して、作業を行っている。

（６）管理に係る問題点と対応状況

混住化社会により、水路の汚染、ごみの散乱が多くなってきた。土地改良広報で啓発はしているが、効果はない。

Ｉ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：昭和５８年度より加入している。

現　　在：現在も加入している。

（２）加入対象施設

事故当時：幹支線用排水路

現　　在：幹支線用排水路

（３）保険料

事故当時：５００円／km

現　　在：５００円／km

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和５９年５月２７日（日）午後２時頃、他県在住の幼児（昭和５６年１１月２９日生まれ、２歳半）が、本土地改良区の管理する支線用水路に転落し、午後２時４５分頃、転落したと思われる地点から下流の用水路で発見された。

直ちに病院に搬送されたが、午後３時３０分死亡が確認された。死因は溺死である。

事故当時はフェンス等はなかった。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

転落場所と考えられる水路周辺には、西側に県立高等学校、北側に市立小学校及び市立中学校がある。東に延びる道路は、南側に市営住宅が建ち、この南側を支線用水路が流下していた。小中高生の通学路にもなっていたのと、市営住宅に挟まれた所でもあり、過去において水路への転落事故はなかった。

本件水路は、かんがい期には本土地改良区が管理し、非かんがい期には市が下水路として管理している。コンクリート水路は市が昭和３９年頃に造成した。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

かんがい期　　本土地改良区支線用水路

非かんがい期　　市の下水路

市が、昭和３９年頃土水路からコンクリート水路に造成

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

５月２７日は田植えが終了し、通常の水深の管理状態だった。

（２）事故発生時における施設の状況

昭和３９年頃に市が造成した水路で、幅約１．１ｍ、深さ０．９ｍのコンクリート３面張りで、ほぼ垂直の壁面である。

水路自体の損傷はなく、整備補修の予定もなかった。

フェンスの設置については、地域から要望もなかったことから設置計画はなかった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

当日父親の実家で法事が営まれ、寺から戻り実家で談笑中、午後２時頃不明になっていることに母親が気づいた。周辺を探したが見つからず、午後３時３０分頃、父親への警察からの電話で事故を知った。

本区へは特に連絡はなく、組合員から知らされた。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

本区は分からない。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

県の土地改良事務所へ連絡をした。

（４）管理関係機関の対応状況

特になかった。

（５）その他（保険会社への連絡等）

事故翌日、緊急の理事会を開催し、事故への対応について協議した。協議の結果、以前に転落死亡した事故と同じように、見舞金として、３万円、盛果一盛を贈り、責任の有無に関係なく弔意を示した。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

事故発生後、特に申し入れはなかったが、団体営かんぱい安全施設整備事業により、事業費３，４００千円でフェンスを設置した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

事業としては、前記の１件だが、各種事業のなかで安全施設の整備に取組んだ。

（３）管理方法の変更

変更はなかった。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

なし

（５）その他の対応

なし

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

訴訟は、管理者の市及び本土地改良区を被告とし、損害賠償請求事件として行われた。

最初は市の顧問弁護士が中心になり進めたが、その後、県土地連と相談し、損害保険会社の顧問弁護士が加わり、２名の弁護士が訴訟対応してきたが、最後は損害保険会社顧問弁護士が中心となって訴訟進行していった。

（２）訴訟の経緯

昭和６０年２月２８日　訴訟提起

１．被告両名は、各自原告両名に対し、金33,835,454円及びこれに対する昭和59年５月27日から支払済に至るまで年５分の割合による金員を支払え。

２．訴訟費用は被告両名の負担とする。

との裁判及び第１項について仮執行の宣言を求める。

昭和６２年２月２６日　判決

１．被告らは原告のそれぞれに対し金3,822,750円及びこれに対する昭和59年５月27日以降完済までの年５分の割合による金員の連帯支払いをせよ。

２．原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

３．訴訟費用はこれを４分し、その一を被告らの、その余を原告らの負担とする。

昭和６２年３月　原告側控訴（控訴の趣旨）

１．原判決中「原告らのその余の請求をいずれも棄却する。」とある部分を取り消す。

２．被控訴人らは控訴人らに対し、金33,835,454円及びこれに対する昭和59年５月27日から支払済に至るまで年５分の割合による金員を支払え。

３．訴訟費用は第１、２審とも被控訴人らの負担とする。

との判決及び第２項について仮執行の宣言を求める。

平成元年１月１９日　和解

１．賠償金　　3,822,750円×２（市・土地改良区）　＝　7,645,500円

２．法定利子　　1,911,375円

３．慰藉料　　500,000円×２（市・土地改良区）　＝　1,000,000円

４．合計和解金　10,556,875円

５．裁判官の調停により賠償金支払い金額は 10,600,000円で和解となる。

（３）裁判への対応

裁判には、市の担当者及び土地改良区事務長等が出席し、訴訟を見守ってきた。
実質的には弁護士が行い、現地検証では、裁判官の対応を行った。

（４）判決時の対応

第１審判決で、損害保険会社弁護士は、「被告が「０」ということはない。被告が３割の負担は事例からして仕方がない。これ以上増額をさせないことだ。」と常に言っていたので、淡々としていた。

（５）判決後の上訴等の対応

上記のとおりである。

（６）判決確定時の対応

施設管理上についての瑕疵は問われなかったが、事故防止になお一層力を入れることになった。免責額10,000円を支払い、損害保険会社から賠償金を支払った。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

１．本件の用水路の周辺には多くの人家があるので、当然幼児等がこれに近づくことが予想され、何等かの対策が必要であるのは明らかであり、被告両者とも書面や広報紙を配布して市民に呼びかけていた。

２．問題はそのような措置だけで足りるか否かである。灌漑以外の利用目的がある点からすれば、暗渠にすることはできない。柵やフェンスを設置するのは、用水路を越えて通行している利用状況や、防火、雨水涵養、下水排出の用法からして、忍び返しをつけた高いフェンスによって閉鎖することも出来ず、加えて30kmに及ぶ支線のうち、人家のある部分だけでもかなりの距離になる。時間的経済的にたやすくなしうることはできない。

３．被告両者が、転落防止を呼びかけていたのは前記の通りであるが、姿の見えなくなった子供を探す際ですら、家族の者を含めて、誰も本件用水路への転落に思い至らなかったのは、一般には用水路の危険性がさほど認識されていなかったこと、ひいては本件水路の危険性はその程度のものであることを示している。

４．検証の結果、県立高校の水路から暗渠で本件用水路の開口する箇所から転落したと断じえないとしても、この箇所にだけでも柵かフェンスがあれば、或いは本件事故を防ぎえたのではないかと払拭されないところである。したがって、この点に僅かながら本件用水路管理上の瑕疵があるというべきである。

（２）当方の主張要旨

１．本件用水路は、防火用、下水用、用水及び雨水調整用等多目的に使用されるので、たとえば危険防止のみを考慮して暗渠にするとか、フェンスを張り巡らすということは不可能である。

２．用水路を暗渠にしたり、フェンスをすると、農耕耕作者の費用負担が増大し、その能力の限界を超えることになる。

３．増水するのは、特定の短い時期である。この時期以外は、水路の規模からして生命に対する危険は考えられない。

４．人命に対する配慮をしていた。昭和５９年５月１日に市の広報で、「水路やため池での危ない水遊びはやめよう」と大きな枠を設けて市内全戸に配布された。

５．本土地改良区は、市内の全部の小学校、保育所、児童館、幼稚園に、「水路等での遊戯禁止について」と題する書面を配布した。

６．当時２．５歳であって、本来親権者の監護、教育が必要であり、幼児等の事故まで予想して保安設備を設置することは過大な要求である。

７．転落場所であると主張している場所については、従来より市民や住民から、危険の指摘や安全設備の要求はなかった。

（３）相手方の主張要旨

１．本件用水路は、従前は水深も浅く巾も広かった。

２．コンクリートに改修後は、狭められたため、流れが速くなり、流量が多いときは水深が０．９ｍにも及ぶ危険なものとなった。

３．本件用水路の付近が容易に人の立ち入ることの出来る場所であり、付近では過去にも発生した事実を把握していたにもかかわらず、転落防止設備を設置しなかった。

４．本件用水路に人が立ち入らないように、柵、フェンス等の転落防止の設備等を設置する等管理しなければならなかった。これを怠ったために、本件事故を受けるに至った。よって、損害を賠償する義務がある。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

従来どおりである。

（２）施設の管理責任

従来どおりである。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

なし。

Ｄ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

平成８年４月１日（新設合併）

（２）地区面積

２，３９２．９ｈａ（うち水田　２，１６０．８ｈａ、普通畑　２３１．４ｈａ）

（３）関係市町村

１市

（４）組合員数

２，２０１名　（総代５０名）

（５）役職員数

理事　　１６名、監事　　３名

職員　　９名（事務職　　８名、技術職　　１名）　施設操作員（臨時）　５名

（６）管理施設

頭首工　１ヶ所

幹線支線用水路　７４．９km、揚水機場　４４ヶ所、沼　２ヶ所

幹線支線排水路　２２．６km、排水機場　１３ヶ所

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：　１８６，４２８千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　１２９，９２８千円

（経常賦課金　水田　５，７００円／１０ａ、畑　２，８５０円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

平成１５年度

浚渫工事　　４，０００千円　都市排水対策（小規模土地改良事業扱　５０％）

小規模土地改良　４，６５０千円　市単独制度事業補助金

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本　区　－　用排水調整委員会　－　集落（水利組合）　－　地先農家
各施設管理担当者

（２）管理の実施区分

- 頭首工及び排水機場４ヶ所は当区臨時職員管理
- 幹線支線水路は各集落単位持分区分毎の浚渫等
- 日常的管理は農家を主体に集落が実施
- 補修工事は当区発注実施管理

（３）管理費の負担区分

幹線支線水路は各集落に、水路延長等をもとに計算した額を交付

（４）管理に係る市町村との連携状況

- 幹線用水路の一部、バイパス道路から上流は、市下水道の合流式管から降雨の際越流し、汚染されるため、市との受委託契約により浚渫を実施
- 支線用水路は市街地から流出する雑排水のため、小規模土地改良事業扱いで５０％補助事業で実施
- 市の雨水幹線の設置により、分断された水路の水量確保に必要な新設施設及び関連部分は市の下水道経費で管理

（５）管理に係る地域住民との連携

なし

（６）管理に係る問題点と対応状況

農業者の高齢化・担い手不足等から管理体制も含めた見直しをすべく、現在、本土地改良区で活性強化検討委員会を立ち上げ、（５）の管理に係る地域住民との連携も含め検討中である。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：加入　　※　Ｓ５８年度から継続

現　　在：加入

（２）加入対象施設

事故当時：幹線支線用排水路及び沼

現　　在：幹線支線用排水路、沼及び排水機場

（３）保険料

事故当時：水路　２，５００円／ｋｍ

現　　在：水路　　２００円／ｋｍ

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成５年６月６日午後２時３０分、本土地改良区管理の用水路で、道路ガードレールと橋の欄干の隙間から染物会社が設置した階段を降りコンクリートのたたきで靴を脱ぎ洗い場の先端まで行った３人の子供のうち、２歳１０ヶ月の男児が草を採ろうとして足をすべらし転落。約１７０ｍ下流で近くに住む人に助けられ、救急車で病院に運ばれた。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

藩政時代からの水路で、近隣に多くの染物屋があり、染師の洗い場になっていた。

年数は不明だが、道路の舗装、水路の護岸等、人口の増加、車の増加交通量への対応等の施策が実施され、安全対策としてガードレール設置、注意の立看板設置、各学校への注意文書通達、自動車での注意のテープ放送による広報を行っていた。

（３）相手方の損害状況

平成５年６月７日午前２時１６分　死亡

（４）対象施設名及び造成主体

用水路（国有地）

護岸（市）、ガードレール（市）

管理委託又は財産譲与なし

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

通常の普通期許可水量をわずかに下まわる水量があった。

ガードレールと橋の欄干の隙間２５ｃｍが危険であると気づかなかった。

（２）事故発生時における施設の状況

水路は、両面護岸でほぼ垂直、底打コンクリート張、子供が落ちたら立つことができない程度の流速があったと思われる。

水位は水路底から７０ｃｍ位で染物洗い場と同程度の高さであり洗い場がぬれてすべりやすい状態だった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

近所の人がすくい上げ、１１９番通報

消防から市に対して管理者の問い合わせ

市から本土地改良区に連絡

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

消防は通報により現地から病院へ搬送し、親から管理責任者を聞かれ市へ連絡。

市は、その情報から土地改良区へ連絡。市及び本土地改良区は、共に正確な情報を得るため消防署・警察署へ出向き、事故内容等の聞き取りを行った。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

平成５年６月７日　　県の土地改良事務所及び県土地改良事業団体連合会へ報告

（４）管理関係機関の対応状況

ほとんどの情報は市から入り、その内容から県土地連と相談し、指導を得ながら調整を行った。

（５）その他（保険会社への連絡等）

事故当時は連絡をしなかった。

県土地連への報告後、県土地連からは、保険会社及び弁護士に連絡しておく旨の話があった。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

遺族から要望が出され、現場の進入口となった隙間部分はもちろん、水路沿いの通学路について、市の施工によりネットフェンスの取り付が早急に行われた。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

事故発生を受け、市街地及びその周辺の水路の安全施設実態を調査した。市、土地改良区が合同で実施。

（３）管理方法の変更

変更なし

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

判決後、保険会社から契約に基づき支払った。見舞金は出していない。

（５）その他の対応

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

事故報告後、県土地連で土地連の顧問弁護士に連絡をしてくれた。

（２）訴訟の経緯

平成６年３月１０日　　訴訟提起
平成７年２月２３日　　和解不成立
平成７年９月１９日　　判決

（３）裁判への対応

土地連と弁護士との相談により事務長が出席、傍聴

（４）判決時の対応

平成７年２月２３日　和解期日に不成立だった５割相殺が判決となって出たため、弁護士、保険会社、土地連、本区で打合せ

（５）判決後の上訴等の対応

控訴しても大きな差が出るとは限らないこと。

子供が亡くなったという事実と親の思い、そして土地改良区としてもそれを長引かせたくないことから、理事会で控訴しない旨議決し、保険会社等に連絡

（６）判決確定時の対応

平成７年１０月１７日　賠償金

保険会社と土地改良区支払の免責分を共に同日支払った

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

子供らを用水路に進入させないように階段を撤去するか少なくともガードレールと橋の隙間にフェンスをする義務があった。立て看板の設置・各学校への注意文書の通達、増水時の広報車での注意のテープを流すといった間接的な措置のみで子供らの進入を防止するには十分でない。用水路の設置又は管理に瑕疵があった。

（２）当方の主張要旨

歴史的造物で、ガードレール、立看板、各学校への注意文書通達、自動車で注意テープ放送による広報を行っていた。この場所は子供の遊び場として使われることはなかった。

ガードレールの隙間から階段を降り、たたきの上で靴を脱ぎ、その下の洗い場で用水路に落ちたことは幼児特有の危険を顧みない異常行動であり、瑕疵はない。育児監督責任放棄であり７割過失相殺が相当。

（３）相手方の主張要旨

立入防止、転落防止のための十分な措置を講ずる義務があったにもかかわらず、既に使用しなくなって久しい階段、コンクリートたたきを放置し、これらに容易に出入りできる隙間をそのままにしていた用水路管理に瑕疵があり、その瑕疵によって生じた。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

本来は、市で護岸、ガードレールを設置し、今はなくなっている染物会社が設置した階段、たたき、洗い場、橋の施設については、本区は水使用の権利と管理だけという認識しかなかったが、判決により水を使う際の全ての影響範囲を考慮すべきと認識を新たにさせられた。

（２）施設の管理責任

水を使う際に、水路内に入れる周囲状況を常に管理すべき責任を持っていることとなる。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

補助事業等関連なし

Ｅ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和５０年２月１３日

（２）地区面積

１，３７３ｈａ（うち水田　１，３６７ｈａ、普通畑　　６ｈａ）

（３）関係市町村

１町

（４）組合員数

１，５７７名　　（総代　８１名）

（５）役職員数

理事　　１５名、　監事　　３名

職員　　４名（事務職　　３名、技術職　１名）

（６）管理施設

幹線水路　37km、支線水路　93km、小排水路　20km

支線農道　177km、用水路　47km、揚水機　137基

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：３０１，２４３千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　４０，１７９千円

（経常賦課金　水田　３，０００円／１０ａ、畑　１，５００円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

なし

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本土地改良区　→　集落（生産組合等）　→　地先農家

（２）管理の実施区分

本土地改良区の土地改良施設は、幹線水路３７km、支線水路９３km、小排水路２０km、支線農道１７７km あるが、支線農道のうち町道認定されている９０kmについては、実質的に町が管理している。用排水路の管理については、水路周辺農家を主体とする集落で実施している。

なお、用水路の整備補修については、本土地改良区において実施している。排水路の整備補修については、町において実施している。

（３）管理費の負担区分

用水路管理については、適正化事業で整備補修し、工事費の３０％を各集落で負担し、残り１０％については本土地改良区で補助している。なお、支線水路の整備補修については、現在理事会において対応を検討中である。

（４）管理に係る市町村との連携状況

・　本土地改良区の管理する幹線水路には、混住化の進行に伴う流出形態の変化により、クリークに対し、洪水負荷の増大による法面崩壊及び洪水被害が拡大しているので、平成１６年度より、水路整備のためのクリーク防災機能保全対策事業を取り組み、当該事業の地元負担分全額を町が助成することとなった。

・　市街地を通過する用排水路の清掃については、町の行政サイドから地域住民に環境美化運動に参加を呼びかけ、年２回ほど実施している。

（５）管理に係る地域住民との連携

町の行政サイドからの広報及び集落区長を通じて地域住民に呼びかけ、市街地を通過する水路について、毎年度地域住民と草刈り等を実施している。

（６）管理に係る問題点と対応状況

近年の農業者の高齢化、担い手の不足などから、集落における管理体制が脆弱化しつつある。管理体制の見直しが必要となってきている。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：加入していなかった。

現　　在：加入している。（昭和６０年度より）

（２）加入対象施設

事故当時：　－

現　　在：すべての道路、水路

（３）保険料

事故当時：　－

現　　在：道路、水路　６０円／ｋｍ

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和５９年３月１７日午後１時頃、ほ場整備事業の工事中の幹線水路において、近くの住宅に住んでいる小学４年生（１０歳）と幼稚園児（６歳）の姉妹が水路法面の小段で遊んでいるうちに誤って水路に転落し、水路に沈んでいるのを姉妹の母親が発見し、その声に気付いた工事中の作業員８人が駆け付けて助け上げたが、姉妹とも溺死した。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

昭和５８年度に県営ほ場整備事業を実施し、当該施設が造成された。

事故現場周辺は、翌５９年に整備を行う予定であり、事故現場から東１０ｍの箇所（法面）は、旧のクリークにより寸断されている状態であり、工事期間中であることから、立入禁止の区域であった。

当該水路には通水を開始していなかったが、雨水や旧クリークからの水などが流入し、通常管理予定水位である２．５ｍから１ｍ下がる、約１．５ｍの水位があった。

（３）相手方の損害状況

２名とも死亡

（４）対象施設名及び造成主体

幹線排水路

県営ほ場整備事業により造成。県より平成１３年度に管理引継

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

事故発生当時は工事中であり、本土地改良区として管理は行っていなかった。

工事完了していないことから、農家が利用できる状況ではなかったことから、通常の施設管理という状況でなく、工事実施中における事業主体である県の管理下にあったものと考えている。

（２）事故発生時における施設の状況

事故当時の当該水路の水位は約１．５ｍであり、通常管理水位の１ｍ下がりであった。

また、水路は土水路で勾配２０％の傾斜の緩やかであったが、水に濡れれば滑りやすく、途中に掴むところもないことから、はい上がるには困難な状況にあった。

当時は工事中ということで、安全管理施設は設置していなかった。管理用道路も山土のみの状況であった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

事故当時、姉妹が遊びに出て帰宅しないことを不安に思った姉妹の母親が付近を探したところ、工事中の水路の小段に敷物と靴が落ちており、水路を探したところ水路に沈んでいる姉妹を発見し助けを求めた。この母親の声を聞いて４００ｍ程離れたところにいたほ場整備事業の作業員８人が現場に駆けつけ姉妹を助け上げ、警察と救急に連絡を入れる。救急隊員到着後人工呼吸等行ったが助からなかった。

本土地改良区へは、ほ場整備事業の業者から連絡があり、県と一緒に現場に急行した。

なお、当時、町の土地改良課に土地改良区があり、町と同一の対応をとっていた。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

不明

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

事故当時、ほ場整備事業実施中であり、県が主体となった連絡協議会を設置して連絡体制を確立しており、県の農林事務所の工事係の担当者に連絡を入れるなど、事故発生の状況把握に努めた。

（４）管理関係機関の対応状況

県の農林事務所の工事係の担当者から逐次指示を仰ぎつつ、連絡調整に努めた。

（５）その他（保険会社への連絡等）

保険未加入のため特になし。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

事故発生後、当該施設の管理用道路である支線道路を、周辺団地の住民及び周辺農地の耕作者等が生活道路として利用する関係上、危険度が高いとする周辺地域住民等からの意見等を踏まえ、ほ場整備事業においてフェンスを設置した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

事故発生を受け、危険箇所の点検を行い、通学道路周辺の水路についてはフェンスを設置し、生活道路についてはガードレールを設置した。

また、水路には「あぶない」旨の看板を設置し、幼稚園、小学校においても水路の安全管理の観点から安全ビラを作成・配布し啓発を行った。

（３）管理方法の変更

工事中であっても、道路には仮設のガードロープ、進入禁止のバリケードの設置、看板の設置等を行い、事故防止対策の強化を図った。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

なし。

（５）その他の対応

事故当時は、本町内のほ場整備事業の進捗状況が約５０％であったことから、それ以降の工事地区において、二度とこのような水死事故がないよう工事説明会等で水路の危険性等を訴え、子供たちが工事現場等に近づかないよう啓発活動に努力した。

本件事故発生以降、自動車の運転ミス等による転落事故以外の事故は発生していない。

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

事故後、被害者の両親から、①国営土地改良事業及び附帯かんがい排水事業の一環として設置された末端用水路であり､水路の安全施設の設置及び管理に最終的責任を負うとして国、②県営事業であり、県、町、土地改良区の３者が共同して設置及び管理の責任を負うとして県、町、土地改良区の計４者を被告とする損害賠償事件して提訴された。

このため、県と相談して、県の顧問弁護士を紹介して頂き、県の指導指揮のもとに訴訟進行した。

また、控訴審からは、第一審とは別の弁護士に依頼するとともに、第一審判決において①国、県と争点が共通していること、②管理の瑕疵に関しては、土地改良法第９４条の１０で同法第９４条の６を準用していることについて争点となることなどから、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第７条第１項に基づき法務大臣に訴訟に実施請求を行い、法務局において実施することとなった。

（２）訴訟の経緯

昭和６０年　６月２４日　　提訴
平成　元年１２月１５日　　第一審判決（被告敗訴）
平成　元年１２月２８日　　控訴（被告４者）
平成　３年１１月２８日　　第二審判決（被告敗訴）

（３）裁判への対応

裁判には、県とともに理事長、事務局長、職員が出席して訴訟経過を見守ってきた。

なお、実質的な対応は依頼した弁護士が行った。公判途中からは、法務局部付検事と弁護士が対応した。

また、証人として職員が裁判所で証言し、現地検証で裁判所の対応等を行った。

（４）判決時の対応

地方裁判所における第一審判決では当方の主張が認められず、本土地改良区に対し、管理に瑕疵ありとして賠償金支払いの命令が下され、併せて仮執行宣言と仮執行免脱宣言が付された。

仮執行を想定して事前に協議調整を図ってきていたことから、直ちに仮執行免脱のために供託手続きを了し、供託証明書を執行官に提出し執行停止を図った。供託金については、県において被告側分の全額を準備していた。

（５）判決後の上訴等の対応

被告側４者は、第一審判決を不服として、高等裁判所に対し控訴した。

（６）判決確定時の対応

高等裁判所の判決が確定判決となった。

控訴審判決において、県は施設の設置及び管理責任として国家賠償法２条に基づき、国及び土地改良区は費用負担者として同法３条１項に基づきそれぞれ責任を負うとされた。

このため、費用負担割合について協議を行い、ほ場整備事業の事業費の負担割合で負担することとしたが、農業情勢等を鑑み、組合員から賠償金に係る賦課への理解、徴収が難しいことから、土地改良区としては関係機関への陳情等を行い、理解を求めるなど協議を行い、最終的に国及び県において負担することとなった。実質的に地元負担分は県で負担した。

なお、町に対する請求については、管理責任並びに設置及び管理の費用負担者に該当しないとして棄却された。

控訴審後、上告について検討したが、国家賠償法３条１項の費用負担者とされたことに疑問は残るものの、裁判が長期にわたっていること、上告しても期待される判決が得られない可能性が高いことなどから上告しないこととなった。国、県も上告しないこととした。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

当該施設周辺は農業用地で商店、公共施設等存在しないが、１０戸以上の住宅団地から約７０ｍに位置し、事故現場付近に容易に至ることができ付近で遊ぶ子供などがあったこと、法面は滑りやすい状態であったこと、道路と法面に立入防止の防護柵もなく、小段に容易に立ち入ることができたことなどから、公の営造物として通常有すべき安全性を欠いていたことから、国家賠償法２条１項所定の設置の瑕疵があった。

また、管理者として近隣住民に対し本件クリークの危険性の情報を与え注意を促すなどが要請されるものの、被告の講じた措置は水難事故防止の観点から不十分なものであり、同法２条１項所定の管理の瑕疵があった。

なお、控訴審において、第１審で管理者として責任を負うとされた土地改良区については施設の引渡を受けていないため同法２条１項所定の管理に当たる者に該当しないとされた。

しかしながら、同法３条１項所定の設置及び管理の費用を負担する者とされ、責任を負うものとされた。

（２）当方の主張要旨

当該施設周辺が通学等の一般通行に供されたことや、遊び場所等として使用された事実はなく、工事中でもある本件クリークに防護柵等の設備の設置が無くても通常有すべき安全性に欠けるところはない。

町内全体で警察署、幼稚園、小中学校、町、土地改良区等で構成する「交通安全対策連絡協議会」を設置し、事故防止対策の協議、標識等の設置、迂回路及び通学路の指定並びに事故防止の啓蒙普及活動を行うなどの措置を行っており、管理の瑕疵はない。

（３）相手方の主張要旨

本件事故現場付近にはクリーク内への立入等防止の防護柵等が無かった。

本件クリーク周辺には民家が密集し、住民はかねてから付近を通行の用に供していた。

転落事故防止のための広報啓蒙活動をするなどの事故防止措置を怠っていた。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

当該施設周辺は農業用地で商店、公共施設等存在しないが、１０戸以上の住宅団地から約７０ｍに位置し、事故現場付近に容易に至ることができ付近で遊ぶ子供などがあったこと、法面は滑りやすい状態であったこと、道路と法面に立入防止の防護柵もなく、小段に容易に立ち入ることができたことなどから、公の営造物として通常有すべき安全性を欠いていたことから、国家賠償法２条１項所定の設置の瑕疵があった。

（２）施設の管理責任

近隣住民に対し本件クリークの危険性の情報を与え注意を促すなどが要請されるものの、被告の講じた措置は水難事故防止の観点から不十分なものであり、国家賠償法２条１項所定の管理の瑕疵があった。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

国は、本件ほ場整備事業に対し法律上負担が義務付けられている地方財政法１７条所定の「負担金の支出」として補助しており、本件クリークの設置に関し国家賠償法３条１項所定の費用を負担する者であるとされた。

また、土地改良区については、控訴審において、設置及び管理の費用の負担者は個々の組合員であり、土地改良区は県の求めにより個々の組合員に代わって支払うにすぎないが、土地改良区は土地改良事業の施行を目的として設立する法人（公共団体）であり、事業施行に伴う不法行為等の責任の主体であり、国家賠償法３条１項所定の賠償責任者としての「設置及び管理の費用を負担する者」も、費用の負担者である個々の組合員を包括する土地改良区がこれに該当するとされた。

Ｆ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和26年2月12日

（２）地区面積

２９３．７ｈａ（うち水田　２９３ｈａ、普通畑　０．７ｈａ）

（３）関係市町村

１市

（４）組合員数

３９９名

（５）役職員数

理事　　１１名、監事　　３名

職員　　２名（事務職　　２名、技術職　　名、施設操作員　　名）

（６）管理施設

用排水路　　６７ｋｍ、農道　１７ｋｍ、樋門　２６箇所

（７）財政状況・賦課金

①財政状況：　　５４６，８５８千円（平成１６年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　　２，９１１千円

（経常賦課金　水田１，０００円／１０ａ、畑１，０００円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

維持管理費として市から　３，０１３千円助成を受けている

水路の藻刈費　　４７０千円

施設の管理費　　２，５４３千円

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本区　→　各地区理事　→　農家

（２）管理の実施区分

本区の土地改良施設は、用排水路67ｋｍ、農道17ｋｍである。

樋門２６箇所（主要）があるが、樋門の操作は各地区の理事が担当している。

用排水路の管理については各地区ごとに周辺の農家を主体として日常管理を行っている。

整備、補修については本区を通じて実施している。

（３）管理費の負担区分

本区が管理している施設の整備補修については、軽微なものは本区で行うが、その他のものについては市（農業施設課）へ依頼する。

（４）管理に係る市町村との連携状況

本区の管理する用排水路には市街地からの雨水排水、家庭雑廃水等が流入するため、本地区への流入口付近に県営事業による施設（水質対策事業）がある。その管理費として市より助成が行われている。

用排水路の清掃については、各地区の農家が主体で管理しているが、本区より年１回（毎年）地区住民の方々（全戸）に用排水路清掃のお願い文を配布する。

なお、町内会ごとに日時を決めて、実施している。

（５）管理に係る地域住民との連携

本区より連合町内会を通じて、各町内会（全町民）へ「みなさんへ」というお願い文を配布している。毎年度５月に配布している。

各町内会ごとに実施の日時及び区間を決めて、地域住民と草刈及び水路清掃等を実施している。

（６）管理に係る問題点と対応状況

近年の農業者の高齢化、担い手の不足などから、地区における水路及び樋門の管理が難しくなっている。

水路へは藻が発生し、樋門については樋板での管理が難しく危険な為、できるだけ巻上、電動などに改良している。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：なし

現　　在：昭和５８年度以降加入している。

（２）加入対象施設

事故当時：なし

現　　在：全ての用排水路及び農道

（３）保険料

事故当時：なし

現　　在：水路　　94,200円　67ｋｍ、農道　　17,370円　17.5ｋｍ

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和５８年４月２８日午後４時３０分頃、自宅近くの農業用水路（幅　1m、深さ　3m、水深　2.3m）に転落して水死。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

現状は法面が急な所であるが、一般市民が立ち入るような所ではない。

近くには市立小学校がある。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

用排分離後の用水路（昭和４６年度）

県営「水質障害対策事業」昭和５７年度事業（Ｓ57.9～Ｓ58.3）で事故発生場所付近の工事を施工した。

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

柵などの危険防止の設備はない。

（２）事故発生時における施設の状況

柵などの危険防止の設備はしていない。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

事故当時、１人で出かけたようで、帰宅しないことを不安に思って母親が付近を探していた。川に網が浮いていたのを発見したことから、交番に届け出た。

近所の人と付近を捜し、川の中を棒でさがした。

本区へは警察から連絡があったと思う。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

駐在所の警官が来た。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

県へ連絡をした。

（４）管理関係機関の対応状況

県の担当者の方より、事故状況の聞き取り及び連絡調整に努めた。

（５）その他（保険会社への連絡等）

該当なし

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

用水路上部に鉄板を設置した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

事故発生を受け、その後　町内会、改良区、交通安全母の会等によりフェンス設置、ガードレール等、必要な箇所を市等へ陳情し順次設置している。

（３）管理方法の変更

維持管理計画等の変更には至らないが、本区は職員が少ないことから災害時緊急連絡網を作成し、理事等の体制作りを行っている。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

判決を受けて、判決通り支払い。

（５）その他の対応

小学校等へ、県土連からのポスターを配布している。

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

訴訟は、設置者としての県、管理者としての県及び本区を被告として、損害賠償責任請求事件として行われたことから、県と相談して、県の顧問弁護士を紹介して頂き、県の指導指揮のもとに訴訟進行していった。

（２）訴訟の経緯

昭和５８年１０月４日　提訴
昭和６１年７月１８日　判決

（３）裁判への対応

裁判には、県とともに理事長が出席して、訴訟経過を見守ってきた。なお実質的には弁護士が行った。証人として、理事長が裁判で証言した。

（４）判決時の対応

地方裁判所における第一審判決で、当方の主張が認められず、県及び土地改良区に責任ありとして、損害賠償支払いを命ずる判決が出された。

県において土地改良区分を含め全額支払う準備をしていた。

（５）判決後の上訴等の対応

高等裁判所への上訴については、判決内容等総合的に判断し、地方裁判所の判決を厳粛に受けとめることとし、上訴しないこととした。

なお、原告側も、過失割合に不満はあるものの、これ以上の裁判は適当でないとして、上訴しないこととした。

（６）判決確定時の対応

地方裁判所の判決が確定判決となり、当該一審判決では、施設の設置責任は問われず、管理責任として県及び土地改良区が連帯して責任を負うとされたことから、費用負担について協議を行い、結果、県が全額支払いすることとなった。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

当該施設設置当時は、周辺は宅地化等していないことから、フェンス等設置するなどの安全設備設置についての瑕疵は認められない。

その後、宅地化、学校の新設など施設周辺において、付近の子どもが、容易に立ち入ることのできる状態のなかでは、転落等の危険性は高いと言わざるを得ない。このような状況において安全設備の設置を施さなかったものであり、管理上の瑕疵があった。

（２）当方の主張要旨

設置当時は、人の通行するような場所でもなく、フェンス等の設置の必要性はなかった。管理においても、通常有すべき安全性を欠くことから瑕疵があるとするが、本施設においては、過去に事故等もなく、フェンス設置の陳情等も受けたことはない。

本件事故は、被害者の異常な行動ないし例外的なものであったことによるものである。

（３）相手方の主張要旨

一旦、転落すれば脱出不可能な構造であり、施設の危険性は日常的であり、フェンス等を早急に設置すべき義務があった。

当初から、常造物としての安全性を欠き、管理において瑕疵があった。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

当該施設設置当時は、周辺は宅地化等していないことから、フェンス等設置するなどの安全設備設置についての必要性は認められないことから、設置上の瑕疵は認められない。

（２）施設の管理責任

本件施設周辺への立ち入りを規制する措置もなく、子供が容易に立ち入れ、遊べる場所となっていた。

過去に事故がないとしても、立ち入り、転落防止の措置を講じて、その安全性を確保すべきであった。

被害者にも重大な過失があったが、本件施設に十分な危険防止設備を備えていなかったものと認められ、安全性を欠くものであり、管理に瑕疵があった。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

設備に瑕疵が認められない。管理について費用負担している証拠もないことから、国における設置又は管理における費用負担者としての責任は認められない。

Ｇ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和３２年４月８日

（２）地区面積

１，３０４ｈａ（うち水田　１，３０４ｈａ、普通畑　　－ｈａ）

（３）関係市町村

１市１町

（４）組合員数

１，０８０名

（５）役職員数

理事　　２０名、監事　　３名

職員　　５名（事務職　３名、技術職　－名、施設操作員　２名）

（６）管理施設

用水機場　２ヶ所、　排水機場　３ヶ所、　樋門　４ヶ所

用水路（パイプライン）、　排水路、　ため池　１ヶ所

※　頭首工は、土地改良区連合管理

（７）財政状況・賦課金

①財　政　状　況：３１９，３８０千円（平成１６年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　２７，５００千円

（経常賦課金　水田　２，１００円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

運営費補助　３，１７５，０００円（両市町）

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本　区　　→　　地区集落　　→　地先農家

（２）管理の実施区分

土地改良施設（排水路を除く）は、土地改良区で管理している。

排水機場、用水機場、樋門等には専従管理人を置き常時監視を行っている。なお、排水機場については、湛水状況等に応じて稼働している。

用水分水施設には管理責任者をきめている。

用排水路は地区集落（地区内で約２０集落）で自主的に年２回管理作業を実施している。

土地改良区としては、各区長名で出す管理作業の案内通知作成等の手伝いを行っている。

なお、取水源である頭首工については、土地改良区連合において管理している。

（３）管理費の負担区分

土地改良施設（排水路を除く）は、土地改良区で負担している。

幹線排水路の補修等は、地区集落から要望を受けて、町が直接対応し、負担している。

支線排水路崩れなどの修復については、地区集落からの要望を本区で取りまとめ、町が材料（杭、土のう等）を支給（町→本区→受益者）し、地区集落で実施している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

幹線排水路は、雑草等通常の管理は地区集落で行っているが、崩壊復旧及び浚渫については、町が行っている。

法定外公共物の市町村譲与に伴い、土地改良区と町が協議し、損害賠償責任保険にかかる対象施設について、町管理と土地改良区管理の区分を明確にした。

道路は町道認定され町管理となっている。

（５）管理に係る地域住民との連携

管理区域を決めて、雑草等は地区集落で管理している。

年２回行われる管理作業については、非農家を含む地区集落で実施されている。

（６）管理に係る問題点と対応状況

農業者が減少して、地区集落における管理体制が脆弱化しつつある。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：　加入している

現　　在：　加入している

（２）加入対象施設

事故当時：　用排水路、ため池

現　　在：　用排水路、ため池

（３）保険料

事故当時：　１２，８７０円（用排水路１０３，０５１ｍ、ため池１箇所）

現　　在：　３５，０５０円（用排水路　９５，６９０ｍ、ため池１箇所）

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成２年５月１９日午後４時頃、本区の管理する用水路において、管水路の分水バルブの階段付近で遊んでいた用水路付近に住む幼児（３歳）が、誤って転落した。

一緒に遊んでいた子供が近くにいた人たちに知らせ、付近を捜索した結果、約３０分後に約１０ｍ下流で沈んでいるのが発見されたが、既に死亡（溺死）していた。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

土地改良区が設立される以前からの用水路であったが、昭和５３年に県営かんがい排水事事業で、用水路をパイプライン化した際に、旧用水路の一部を残し、パイプライン化した部分の上部については道路（町道・自動車通行不可）として利用されていた。

事故のあった場所は、パイプラインから旧用水路（開渠）へ分水するためのバルブが設置され、当該バルブ操作のための階段がある。また、分水バルブ吐き出し口があるために少し水深が深くなっている。用水路にフェンス等は設置されていなかった。

（３）相手方の損害状況

１名死亡

（４）対象施設名及び造成主体

県営かんがい排水事業で改修された用水路である。

事故当時は県より管理委託されていたが、現在は譲与されている。

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

前日までの大雨の影響で、水量が増していた。

（２）事故発生時における施設の状況

事故当時の用水路の水位は、分水バルブ吐き出し口のために、一段深くなって約９０ｃｍあった。また、コンクリート三面張りの水路であり、ほぼ垂直の壁面である。

県営事業で改修され、そのままの状態で、管理していた。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

当日は、事故に関する連絡等は一切なく、翌日の新聞により事故のあったことを知った。

それ以降についても、警察等を含め連絡はなかった。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

特になし

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

特になし

（４）管理関係機関の対応状況

特になし

（５）その他（保険会社への連絡等）

賠償責任保険に加入している路線（水路）内において発生した事故なので、約款に基づき県土地改良事業団体連合会へ事故報告を行った。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

事故発生後、地域住民よりネットフェンス設置の申し入れ等が町にあったことから、町は住民感情等を考慮し、本件用水路に隣接する町道にネットフェンスを設置した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

地区内における危険箇所等の点検等行ったが、特に必要とする箇所はなかった。

なお、地元からの要望等があれば町において対応していた。なお、地区内で事業が実施される場合、事業実施区域内で必要な箇所については、当該事業で対応している。

（３）管理方法の変更

特になし

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

判決を受けて、保険会社から支払いが行われた。

土地改良区から保険会社に対し、免責額１万円を支払った。

（５）その他の対応

事故後、警察、遺族等から何ら連絡等なかったが、約半年後に突然、弁護士名で内容証明郵便が送付され、この事故に係る損害賠償についての話し合いを行いたい旨の申し出があった。

このため、県土連に相談したところ、弁護士を代理人としていることから、本区に対する訴訟が提起されることが想定されるため、土地改良区として直接対応することは得策ではないと判断し、それ以降の対応を保険会社の顧問弁護士に委任することとした。

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

県土連を通じて損害賠償責任保険に加入していたので、保険会社の顧問弁護士（２名）に訴訟関係について委任した。

なお、事故状況等について、事故現場において当該顧問弁護士に対して説明を行った。

また、町も町道管理者として相被告となったため、本区同様に、本区の依頼した保険会社の顧問弁護士に委任したことから、当該顧問弁護士が、本区と町双方の代理人として訴訟対応することとなった。

（２）訴訟の経緯

平成２年１０月２５日　　照会状（遺族側代理人である弁護士より内容証明にて）
平成２年１２月　７日　　訴訟提起
平成４年　７月１４日　　一審判決（被告敗訴）

（３）裁判への対応

実質的には弁護士が行った。

本区としても、裁判所から、証人として出廷を求められたことから、第６回公判期日に、本区職員が出廷し、証言を行った。町の担当職員も同日出廷し、証言を行った。

（４）判決時の対応

地方裁判所における第一審判決を受け入れ、損害賠償金は、保険会社より支払われた。

（５）判決後の上訴等の対応

保険会社の顧問弁護士から、判決内容等の説明があり、本件においては責任を回避することは困難であり、控訴しても逆転判決を得ることは難しいとされ、保険会社としても、当該判決内容で、賠償金を支払うことが可能であるとのことであったことから、幼児が本区の管理する用水路で死亡したという事実を重く受けとめ、控訴しないこととした。

（６）判決確定時の対応

保険会社から支払が行われ、本区は免責額１万円を保険会社に支払った。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

本件事故は、用水路に設置された階段部分で遊ぶうちに、誤って転落して溺死したものと推認される。

本件用水路は、住宅地域に近接し、子供たちが本件水路付近で遊ぶことも多く、当該階段部分などは子供にとって誘惑的な存在であり、階段部分で遊ぶことも決して予測し得ない異常なものであるといえない。防護柵等もなく階段部分から転落する可能性があり、殊に、幼児が転落した場合、自力で這い上がることは困難であり危険性が高く、公の営造物として、通常有すべき安全性を欠いており、用水路に対する管理には瑕疵があった。

管理者としては、幼児であっても保護者の監視を離れ独自に接近することが十分予測できるのであるから、接近を阻止し、転落の危険を防止する措置を講じる必要がある。

町道については、通常の歩行をする限り転落の可能性は少なく、安全施設の第一次的責任は用水路の設置・管理者たる土地改良区であることなど考慮すれば、管理に瑕疵があるとまではいい難い。

（２）当方の主張要旨

本件事故は、階段部分の一番下の段から転落したものであり、危険の認識能力も、その回避の体力もない乳幼児が保護者の監護を離れて転落するという不慮の事故を予見し、その回避のための措置を講ずる義務はない。

（３）相手方の主張要旨

本件用水路は、大雨等の際には水位が上がり、最深部で1.3mにも達し、渦を巻いている。

本件町道では紙芝居が行われるなど、幼児が集合する場所であった。かねがねから危険視される用水路であるにもかかわらず、転落防止の金網等の柵もなかった。

本件事故は、こうした防止措置を講じなかったことにより発生した事故であり、本件用水路に設置された階段部分の一番上の段から転落して溺死したものである。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

設置責任については、特に判断していない。

なお、本件用水路は、土地改良区によって設置されたものとされている。

（２）施設の管理責任

上記判決欄に記したように、用水路の管理にのみ瑕疵ありとされた。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

特になし

Ｈ土地改良区における訴訟事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和５９年３月３１日（新設合併）

（２）地区面積

１，２９４ｈａ（うち水田１，００１ｈａ、普通畑　１０２ｈａ、その他　１９１ｈａ）

（３）関係市町村

１市

（４）組合員数

１，８９１名

（５）役職員数

理事　　１７名、監事　　３名

職員　　８名（事務職　　５名、技術職　　１名、施設操作員　　２名）

（６）管理施設

頭首工　１箇所　揚水機場　１箇所　逆サイホンL＝1,148.05m

導水路L＝6,821.80m　幹線水路L＝8,224.74m　幹線用水路L＝4,148.85m

地区外排水路Ｌ＝610.11m　排水路L=1,217.11m　承水路L=1,287.21m

排水路L＝1,238.03m　補水路L＝487.45m

（７）財政状況・賦課金

①財　政　状　況：１２６，２９５千円（平成１６年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　４０，４３４千円

（経常賦課金　水田　４，０００円／１０ａ、畑　　－円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

なし

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本区→維持管理委員会→維持工区→集落（水利組合等）→地先農家

（２）管理の実施区分

本区の主要土地改良施設である頭首工、揚水機場、逆サイホン、水路（導水路、幹線水路等）の管理は本区の職員体制（幹線管理人、水番含む）で実施している。

また、用排水路の日常管理は、周辺農家を主体とする集落（水利組合)が実施している。

なお、施設の点検整備・補修については、本区を通じて実施している。

（３）管理費の負担区分

本区が直接管理している施設の揚水機場費、水路維持費、水路管理費は、維持管理事業特別会計に基づき本区の経費より負担している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

管理費としての助成は行われていないが、施設の安全啓発活動の一環として市の広報を通じて呼びかけを実施している。併せて、ごみの不法投棄の広報掲載を実施している。

（５）管理に係る地域住民との連携

市街地を通過する用水路については、行政サイドとの役割分担を明確にしており、土地改良区と関わる集落については、積極的に地域住民と関わっている。今後の取り組みとして、集落宅地周りの用水路溝畔の植栽管理作業を連携して実施できるよう検討している。

（６）管理に係る問題点と対応状況

農業者の高齢化、担い手の不足から集落の管理体制が脆弱化しつつある。国民共有の財産を守るためにも、地域住民（非農家）との連携を強める必要を感じている。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：平成6年度より加入している。

現　　在：現在も加入している。

（２）加入対象施設

事故当時：すべての収容施設

現　　在：　　〃　　（別紙のとおり）

（３）保険料

事故当時：　650円／ｋｍ（対人賠償額　3,000万円）

現　　在：1,100円／ｋｍ（対人賠償額　10,000万円）

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成１２年３月１１日（土）午前、本区の管理する排水路において、水路に隣接するスキー場に遊びに来ていた小学１年生（当時７歳）が誤って本件排水路に転落し、病院に搬送されたが同日午後２時３０分過ぎ死亡したものである。

なお、排水路にはフェンス等はなかった。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

昭和３４年度から昭和３５年度にかけて、国営開拓建設事業において設置された本件排水路は、設置当時水田が広がる地域であったが、昭和３７年度に、本件排水路に隣接してスキー場がオープンした。なお、スキー場営業時における利用者に対する安全対策は、本件排水路への転落防止措置も含め、スキー場の責任においてなされるべきものである。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

排水路

国営開拓建設事業により造成し、昭和４０年５月３１日に管理委託

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

降雪期については、本区の管理する排水路は雪の中に埋もれてしまうような地域で、周辺は雪原となってしまうため、通常は、人が立ち入られる場所ではないことから、地元住民でさえ近づくことの出来ない場所である。

また、本件排水路に隣接するスキー場のコースは圧雪車で圧雪するので、コースとそれ以外とでは高さに違いがあり、特に事故当日は前日からの新雪があったことから、大人であっても本件排水路周辺は大腿部あたりまでぬかってしまう状況で、付近で遊ぶとは考えられない状況にあった。

（２）事故発生時における施設の状況

排水路の第６号落差工は鉄筋コンクリート三面張水路で長さ5.3m、幅1.6m、高さ3.4m～2.08mで、右岸側に幅員2.9m～2.7mの堤防（管理用道路）、左岸側に幅員1.2m～1.3mの堤防が設けられており、水路自体の損傷等はなく整備補修の予定はなかった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

事故当時は、被害者ら子供たちは、スキー教室に入ることになっており、９時５５分に集合することになっていが、集合時間になっても被害者の児童がいないため、午前１０時頃２度にわたって場内放送を行ったが、見つからないことからスキー場のパトロール隊が無線を交し合いスキー捜索を開始し、発見された。発見したときは心臓が停止していたが人工呼吸により蘇生し救急隊に委ね、病院に搬送された。警察にはスキー場より連絡したものと思われる。

なお、本区には当日の午後６時３０分頃スキー場より連絡が入った。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

特になし

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

事故発生の翌々日（翌日が日曜日のため）に、スキー場からの聴き取り、新聞情報等をもとに県の農地事務所の管理担当者へ第一報を入れ、事故発生の状況把握に努めた。

（４）管理関係機関の対応状況

県の農地事務所の管理担当者から逐次指示を仰ぎつつ連絡調整に努めた。

（５）その他（保険会社への連絡等）

事故当時は、当該保険の適用についての状況判断がつかなかったことから、連絡を入れてなかったが、平成１５年３月１０日に訴状を受理した時点で、県土地改良事業団体連合会に連絡を入れるとともに、保険会社に事故の報告を行なった。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

施設の改良は特に実施していないが、かんがい期、非かんがい期は勿論のこと、降雪期における定期的なパトロール車の巡回を強化した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

事故発生を受け危険箇所等の点検を行なった結果、平成１３年度から平成１６年度にかけて安全柵２箇所、延長811.3mを設置した。

なお、小学校において用水路等における安全管理の観点から全土連のポスター及びビデオの上映など安全管理の普及・啓発に努めている。

（３）管理方法の変更

維持管理計画等の変更には至らないが、職員・役員間における緊急時体制の強化と、徹底を図った。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

平成１７年９月１５日開催の第１５回弁論準備手続きにおいて、当事者間に和解が成立した。和解内容としては、原告は本区に対しての請求を放棄したことから、特段の対応はなかった。

（５）その他の対応

特になし

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

訴訟は国と県が相被告となり、争点が共通していることから、本区より国の利害に関係ある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第７条第１項による訴訟の実施請求を行なったところ、法務局において本件事件処理を担当することになった。

具体的には、担当検事と訟務官の２名が指定代理人として訴訟対応を行った。

（２）訴訟の経緯

別紙のとおり

（３）裁判への対応

裁判には県の担当者と共に理事長が出席して、訴訟経過を見守ってきた。

なお、実質的には本区の指定代理人である法務局の検事及び訟務官が対応した。

（４）判決時の対応

第１５回弁論準備手続きにおいて和解成立。

（５）判決後の上訴等の対応

特になし

（６）判決確定時の対応

特になし

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

和解成立。

・原告は、本土地改良区に対する請求を放棄する。

・原告と被告ら３者との間及び被告ら３者間には、いずれも、和解条項に定めるほか何らの債権債務がないこと及び和解条項に基づく支払により求償権が発生しないことを確認する。

（２）当方の主張要旨

本区が管理している排水路の設置に係る費用負担はしておらず、国営事業により造成されたものであるため、本件排水路について設置を行なっていないことを主張。本件スキー場営業時における利用者に対する本区が管理する水路への転落を防ぐための標識及び、フェンスの設置等のスキー場の安全性の確保はスキー場が負うべきである。

（３）相手方の主張要旨

事故当時、当然本区が管理する水路にスキー場が隣接することを熟知し、水路の周辺に雪が降り積もった場合、事情を知らないスキー場の利用者が水路の存在を気づくことが出来ないことを十分認識していた。それにもかかわらず漫然とこの危険を放置し、なんら損害の発生を防止する措置をとらなかった過失の存在がある。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

（２）施設の管理責任

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

Ⅰ土地改良区における訴訟事例（施設操作事故）

Ⅰ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和２７年８月２日

（２）地区面積

２０７ｈａ（うち水田　２０７ｈａ、普通畑　－　ｈａ）

（３）関係市町村

１市

（４）組合員数

２４８名

（５）役職員数

理事　　１２名、監事　　４名

職員　　１名（事務職　　１名、技術職　－　名）、施設操作員（委嘱）２２名

（６）管理施設

頭首工７ヶ所、揚水機場３ヶ所、排水機場２ヶ所（市の委託）、用水樋門４ヶ所
排水樋門１０ヶ所（うち市の委託５ヶ所）、用水路３１㎞、排水路１７㎞、
農道４１㎞、ため池６ヶ所

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：　２２，４８０千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　　８，３６０千円

（経常賦課金　水田　４，０００円／１０ａ、畑　－　円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

①　市：１，０７２，５６０円（平成１５年度）

海岸樋門及び排水機場

②　県：１８９，８３６円（平成１５年度）

県有土地改良財産（干拓堤防、樋門等）

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本土地改良区　→　役員　→　７地区の組合員

（２）管理の実施区分

本土地改良区の道水路を除く土地改良施設は、毎年度土地改良施設管理者（平成１６年度２２名）を指定、委嘱し、当該施設の維持管理・操作を実施している。

道水路については、７つの地区の受け持ち地域を定めており、地区選出の役員が組合員の協力を得て維持管理を実施している。

（３）管理費の負担区分

本土地改良区の広域に関係する施設の補修費は､本土地改良区の経費により負担している。

施設の維持管理費は、施設操作費等の７種目に分けて交付しており、揚水機場等に係る電力料は本土地改良区が負担している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

地区内の施設及び地区内にある市の排水施設の維持管理については、緊密に連携をとり円滑に実施している。

（５）管理に係る地域住民との連携

溝さらえ、草刈り等の作業は、自治会と協力して実施している。

（６）管理に係る問題点と対応状況

高齢化、担い手の不足から、管理体制は極めて厳しい状況となっている。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：加入していない
現　　在：加入している

（２）加入対象施設

事故当時：なし
現　　在：管理者補償保険（頭首工、樋門、ため池、用水路）
施設賠償責任保険（水路５km、ため池１ヶ所、頭首工１ヶ所）

（３）保険料

事故当時：－
現　　在：管理者保険（頭首工　17,080円、樋門ほか　各8,540円）
施設保険（水路　17,150円、ため池4,040円、頭首工　8,270円）

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成９年７月２６日午前１０時１５分頃、２級河川に設置された農業用取水堰である堰の下流域において、漁協の組合員がシジミ漁を行っていた。

台風の接近に伴う上流のダム放流の通報を受けて、堰の可動扉３門を転倒させたところ、その貯留水が下流域に流出して、一体に急激な増水、急流が発生したことにより、シジミ漁の２名が逃げ遅れ、溺死した。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

この堰は、昭和４１年度に中小河川改修工事により２級河川に架けられた橋（県の河川水位計設置箇所）の下流（支流からの合流点の下流）地点に設置された農業用の施設であり、操作室は河川の左岸側に位置する。事故はその下流約１．２km地点で発生した。

（３）相手方の損害状況

２名死亡

（４）対象施設名及び造成主体

農業用取水堰
県営中小河川改修工事により造成、昭和４１年６月に水利組合に引継
昭和４９年に水利組合が本土地改良区に統合され、以降、本土地改良区が管理

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

台風の接近に伴い河川は降雨のため増水していたが、本件堰のゲート３門は起立のままで自動転倒にしていなかった。

本件堰の操作は、操作員を３名指定して行っていたが、事故当日は土曜日であり、上流のダムの放流通報を主任操作員が受け、単独で操作室に向かい、可動樋３門の転倒操作を行った。

（２）事故発生時における施設の状況

本件堰は、可動扉３門が設置された可動堰であり、自動転倒装置を備えている。また、転倒した際に同時に吹鳴するサイレンが付属して設置されていたが、手動による転倒操作が常態化しており、サイレンについては故障したままの状況であった。

事故当時、ゲートの上、約２０ｃｍ程度の越流があった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

土曜日であり、本土地改良区事務局は不在であった。

救助に当たった消防署から通報された。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

操作員への取り調べ、関係者への事情聴取、関係書類の押収などが行われた。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

県及び市の関係機関と協議、報告等を速やかに行うなど、連絡調整に努めた。

（４）管理関係機関の対応状況

再発防止の対策に終始

（５）その他（保険会社への連絡等）

遺族からの呼出を受けた。

自動転倒装置について、警察、県担当及び業者と調査を実施した。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

業者による機器の再点検

以後、自動転倒にセットしている

平成１４年度から、県営農業用河川工作物応急対策事業により全面改修

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

特になし

（３）管理方法の変更

①　自動転倒装置の完全実施

②　管理者の増員

③　操作（倒すとき）見張りの厳守

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

和解金　４，３００万円を支払う

（５）その他の対応

①　被害者宅へお詫びに行く

②　賠償金の拠出について協議

今回の事故は、土地改良区全体の問題として捉え対応することとし、地区内の農地を所有する者から地積割に負担することをお願いするとともに、役員においても応分の負担をすることで賠償金支払いに対応した。

このため、事故に関しての報告や総代会での議決等、説明を行ってきた。

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

提訴に至る以前に、遺族からの抗議があり、遺族側は弁護士を立てるということなので、本土地改良区の顧問の紹介による弁護士へ全面的に依頼

（２）訴訟の経緯

平成10年 3月16日　損害賠償請求調停（不調）
平成10年 7月13日　損害賠償事件として提訴（国、県、本土地改良区、理事長、操作員）
平成10年10月～
　平成14年 3月　１８回にわたる口頭弁論（山口地方裁判所下関支部）
平成14年 5月20日　判決

（３）裁判への対応

弁護士を通じ情報を得るほか、関係者（理事長）が３回出廷

（４）判決時の対応

判決を不服として広島高裁へ控訴
国、県が控訴を決定したことから追随した

（５）判決後の上訴等の対応

平成14年 5月31日　広島高裁へ控訴
平成14年10月～
　平成15年 7月　７回にわたる口頭弁論（第３回後、和解の提案）
平成15年 7月30日　和解成立
平成15年10月22日　県と和解成立（国への分は取り下げ）

（６）判決確定時の対応

和解成立により、和解金支払い

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

地裁判決は次のとおり

①　操作員［民法７０９条に基づく賠償責任］

操作に当たり、下流域の安全確認をすべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったことによって事故が発生したことは明らかである。

②　土地改良区［民法７１５条１項に基づく賠償責任］

堰の管理は、土地改良区の事業内容（維持管理事業）そのものであり、当該操作も、操作員たる資格においてなされたものである。

③　理事長個人［民法７１５条２項に基づく賠償責任］

単に土地改良区の代表者だけではなく、操作員でもあったことから、操作員として直接関与し、操作を監督する立場にあったことからその責任を負うとされた。

なお、国・県については、河川管理は、国の機関委任事務たる県知事の管理権限であり、国は国家賠償法１条１項、県は同法３条３項に基づく責任を負うとされたが、高裁で、国について請求取下げ、県は見舞金支払いとういことで和解が成立した。

また、公の営造物として国家賠償法２条１項に基づく管理の瑕疵責任を問われていたが、理由がないとして棄却された。

（２）当方の主張要旨

①　操作員

特段争わない。

②　土地改良区

操作員に対して指揮権を有せず、自己の判断でなされたもの。操作員の業務は土地改良区の業務に入っていないことから、使用者、被用者の関係にない。

③　理事長個人

堰の操作について指揮命令権がない。

（３）相手方の主張要旨

①　操作員

安全確認・安全措置をとらず、漫然と可動堰を転倒し事故を起こしたものであり、民法７０９条に基づき損害を賠償する責任を負う。

②　土地改良区

土地改良区の業務の一環として可動扉の転倒を行ったものであり、民法４４条１項又は７１５条１項に基づき損害を賠償する責任がある。

③　理事長個人

土地改良区の代表者であり、操作員の１人として直接関わっていた者で、監督すべき地位にあることから、民法７１５条２項に基づき損害を賠償する責任を負う。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

特に判断していない。

（２）施設の管理責任

本土地改良区関係については、操作上の過失責任であり、管理責任については判断していない。

ただし、国、県については、河川管理者として可動扉の自動転倒操作に関しての指導などを行わなかったことの不作為が過失ある違法行為として損害賠償責任があるとされた。

しかしながら、高裁では、和解の内容から判断すれば、これらの責任なしとしている。

なお、国家賠償法２条１項に基づく管理の瑕疵責任に関する裁判所の判断は、被告とされた国の本件堰に対する管理権限の存在に関し前提となる一般論として、本件堰が特定地域の水利権者のための農業用取水目的の堰であり、河川法上の河川管理施設の要件を満たすに足りる公共性を有するとは必ずしも言い難いとして、河川工作物ではなく許可工作物にすぎない本件堰は「公の営造物」ではないと、被告国側の主張を全面的に支持する判断をしている。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

特に判断していない。

Ｊ土地改良区における訴訟事例（施設操作事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和２８年２月２０日

（２）地区面積

３，１１９ｈａ（うち水田　３，１１９ｈａ、普通畑　　－　ｈａ）

（３）関係市町村

２市３町

（４）組合員数

１０，５２５名

※　所属土地改良区（９土地改良区）

（５）役職員数

理事　　１４名、監事　　４名

職員　　４名（事務職　１名、技術職　２名、施設操作員　１名）

（６）管理施設

頭首工　４箇所

連絡水路

（７）財政状況・賦課金

①財政状況：　　８８，６２７千円（平成１６年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　２６，５７０千円

（経常賦課金　水田　　８５２円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

なし

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

連合策定の維持管理計画、維持管理方法書、管理規程、操作要領等に基づき、関係土地改良区に操作等の管理を委託し、維持管理を実施している。

（２）管理の実施区分

各頭首工（連絡水路含む）は、関係する土地改良区により管理を行っている。

（３）管理費の負担区分

関係する土地改良区で負担している。

なお、複数土地改良区に跨る頭首工については、受益面積等による負担割合を定めそれぞれ負担している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

なし

（５）管理に係る地域住民との連携

なし

（６）管理に係る問題点と対応状況

住民のマナーの低下から、施設への落書き、ごみの不法投棄が増加している状況であり、看板による啓発を行い、防止を呼びかけている。

安全管理については、看板、柵、警報装置等を設置するなどして対応しているが、住宅の増加により、安全管理対策費が増大している。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：未加入

現　　在：未加入

（２）加入対象施設

事故当時：

現　　在：

（３）保険料

事故当時：

現　　在：

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和４４年９月３０日に、当連合の管理施設である頭首工を清掃（河川内の藻切、頭首工のゴミ、流木の撤去）するため、午後１時頃にサイレンを吹鳴し、ゲート４門のうち、午後１時３０分頃に第２ゲートを半開し、午後２時頃には第１ゲートを１／３開き、更に午後２時２０分頃に第３ゲートを開きかけたが、別の作業を実施するために中断し、直ちに全ゲートを閉扉し、清掃作業を中止した。

しかし、この開扉により、頭首工下流の水位が上昇し、約２㎞下流で鮎釣りをしていた男性が、川の中州に取り残され、増水はほぼ止まっていたが、胸まであるゴム長靴を着用したまま岸に向かって川を渡り始めたところ、流れに足を取られて水流に押流され溺死した。

なお、周囲にいた他の釣人は、一緒に鮎釣りをしていた被害者の父親を含め全員岸に避難していた。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

事故の発生した中州付近は、川を挟んで農業集落地域であったが、住宅が増加している状況であった。また、鮎の釣場としては最適な箇所でもあった。

（３）相手方の損害状況

死亡（１名）

（４）対象施設名及び造成主体

発生場所：河川内

原因となった施設：頭首工

造成主体：国（昭和３９年　農林水産省より当連合に管理委託）

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

事故発生時は取水時期ではなく、施設清掃のためのゲート操作を実施していた。

（２）事故発生時における施設の状況

当日は、午前、午後それぞれ清掃作業を実施することとしており、午前中の清掃作業終了した地点では、ゲート上流部の水位は、ゲート頂上より４０～５０㎝下であった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

事故については、被害者の釣り仲間が警察へ連絡したようである。

当連合には、事故を知った新聞記者が、当日、直接本件頭首工に来たことから、清掃作業と別の用務を行っていた職員がその対応にあたり、事故の発生を知った。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

詳細は不明

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

本件事故は、被害者一人が避難方法を誤り、更に胸まであるゴム長靴を着用したまま川を渡った結果事故にあったもので、当連合が責任を負うべきものではないとの判断から、特に連絡はしなかった。

なお、本件提訴のあった時点で農政局長等に報告を入れ、連絡調整に努めた。

（４）管理関係機関の対応状況

特になし

（５）その他（保険会社への連絡等）

ゲート操作員について、業務上過失致死事件として警察署及び地方検察庁の調査等が行われたが、不起訴処分（昭和４６年９月３０日）とされた。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

本件頭首工の警報施設は頭首工に設置されたサイレンだけであったため、事故発生から６年後に、事故現場付近を含む下流域にかけて合計７ヶ所に警報装置（無線による音声）を設置し、更に巡回車を１台配備するなどして、特に河川区域内にいる者に対してゲート開扉を周知徹底している。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

他の施設についても点検確認等行ったが、改良等を必要とする施設はなかった。

（３）管理方法の変更

ゲート操作の際、新設した警報装置等により河川内にいる釣人等に対する周知を徹底させることとした。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

地方裁判所の判決を受け、原告側が仮執行により当連合の貯金口座（郵便局）を差押えたが、その後、国（農林水産省）が全額賠償金の支払いを行い、差押えは解除された。

なお、損害賠償額については、国（農林水産省）と当連合で５０％ずつ（補助金の割合に準拠）負担することとし、一時全額支払いした国（農林水産省）に対し、当連合分の支払を行った。支払にあたっては、当連合の積立金を充当した。

（５）その他の対応

特になし

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

本件訴訟は、管理者として国、国から委託を受け管理している当連合並びに操作員を被告とする損害賠償事件として提訴されたことから、県に相談したところ、県の顧問弁護士を紹介していただき、当連合及び操作員は、この顧問弁護士に訴訟を委任することとした。

（２）訴訟の経緯

提　　訴	昭和４６年１２月　９日
第１回公判	昭和４７年　２月　９日
～	
第24回公判	昭和５４年１２月　３日
判　　決	昭和５５年　３月１７日

（３）裁判への対応

裁判には、弁護士が出廷していたが、当連合としても出席して傍聴していた。

また、証人としても関係者がその都度出廷して証言してきた。

（４）判決時の対応

地方裁判所における判決では、当方の主張が認められず、国及び当連合に責任ありとして、損害賠償支払いを命ずる判決が出され、判決には、仮執行宣言が付された。なお、被告側にも仮執行が免脱できる旨付された。

しかしながら、当連合については、この仮執行により貯金口座（郵便局）が差し押さえられることとなった。

なお、操作員については責任なしということで、請求は棄却された。

（５）判決後の上訴等の対応

判決内容は、当方の主張からして納得できるものではなかったが、相被告である国が控訴しない方針であるとのことであり、弁護士とも相談した結果、当連合としても控訴を断念することとした。

（６）判決確定時の対応

地方裁判所の判決が確定判決となり、当該判決では、国と当連合が連帯して責任を負うとされたことから、費用負担について協議を行い、事業等の負担割合等から割合を決めることとした。（各５０％負担とすることとした。）

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

増水による危険防止のため、ゲート開放に先立ち、車による注意喚起や頭首工下流にサイレンを適宜設置し吹鳴するなどして、河中にいる者へゲート開放を周知徹底することが必要である。

この点、国及び当連合はその方法を規定して、傘下土地改良区に管理方法を指示していないことは明白であり、管理に瑕疵がある。

国と連合で管理方法の枢要部分についてかなり具体的かつ詳細な取り決めをして、傘下土地改良区にその方法を履行させているのであって、傘下土地改良区は本件頭首工の管理を代行したにすぎず、ましてや操作員は傘下土地改良区の一雇人であるから責任を負う主体ではない。

被害者も大人であるにもかかわらず安易に考えて行動したとしか思われない節があり、その過失は大きく、原告側過失７割、被告側３割が相当である。

（２）当方の主張要旨

当日の清掃作業の前日に、町役場等に通知したところ、町役場は、前日と当日に有線放送を通じて町民に注意を呼びかけている。

ゲート操作に先立ってサイレンを吹鳴して注意喚起した上で、ゲート操作にあたっては、順序、時間的間隔等を定め万全を期して実施している。

頭首工から事故現場までは約２㎞あり、水勢は弱まっていたことは明らかである。

被害者は、他の者が岸に避難しているにもかかわらず、中州に残るなど増水時の避難についての配慮がなく、更に胸まであるゴム長靴を着用して転倒した際に溺死する虞があることを認識した上で行動すべきであったのに、着用したまま川を渡った結果事故にあったもので、まさに自招行為である。

また、当時、川は砂利採取のため河床に多くの深みがあった。

当方のゲート操作に過失はなく、被害者の待避方法の不適切と河床の不備によって発生したものである。

（３）相手方の主張要旨

本件事故は、ゲート操作が適切になされなかったことから下流の水位を急増させたことに起因するものである。

頭首工のゲート操作にあたって拡声器を備えた自動車等で河川にいる釣人に注意をすることを怠り、また川に入ろうとする者に対して見張りを立てて注意を促すことをしなかったことは、重大な過失ないし瑕疵である。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

本件は、管理に関しての訴訟であり、設置に関する責任については問われていない。

（２）施設の管理責任

国及び当連合は本件頭首工の管理に関してその管理方法の枢要部分についてかなり具体的かつ詳細な取り決めをして、傘下土地改良区にその方法を履行させている。

国及び当連合は、増水による危険防止のため、ゲート開放に先立ち、車によるマイク等での注意喚起や頭首工下流にサイレンを適宜設置し吹鳴するなどして、河中にいる者へゲート開放を周知徹底することが必要であるにもかかわらず、その方法を規定する等して、傘下土地改良区に管理方法を指示していないことは明白であり、管理に瑕疵が存在する。

傘下土地改良区は本件頭首工の管理を代行したにすぎず、ましてや操作員は傘下土地改良区の一雇人であるから責任を負う主体ではない。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

問われていない。

Ｋ土地改良区における訴訟事例（施設誤作動事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和２６年８月１日

（２）地区面積

１，０７８ｈａ（うち水田　１，０７８ｈａ、普通畑　　－　ｈａ）

（３）関係市町村

１市

（４）組合員数

２，９６９名

（５）役職員数

理事　　１９名、監事　　３名

職員　　７名（事務職　５名、技術職　２名）、　施設操作員　９名

（６）管理施設

頭首工（連絡水路含む）及び農業用用排水路

（７）財政状況・賦課金

①財政状況：　　１６２，０３０千円（平成１６年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　６４，３６９千円

（経常賦課金　水田　５，９００円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

なし

Ｉ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

頭首工（管理委託）・・・・・・・本区職員による管理

水路（５７路線）・・・・・・・・用排水係員（９名）による管理

その他水路 ・・・・・・・・・・地元管理

（２）管理の実施区分

本区では、頭首工及び用排水路（５７路線）を管理している。

うち、頭首工の操作については、本区職員が実施している。

用排水路については、用排水係員（９名）により管理を行っている。なお、整備補修については、本区を通じて実施することとしている。

（３）管理費の負担区分

頭首工の施設操作管理費及び用排水路（５７路線）の整備補修費については、本区の経費により実施している。

地元で管理する水路については、市、本区の話し合いによりそれぞれ定めている。

（４）管理に係る市町村との連携状況

なし

（５）管理に係る地域住民との連携

なし

（６）管理に係る問題点と対応状況

特になし

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：未加入

現　　在：加入している（平成元年加入）

（２）加入対象施設

事故当時：

現　　在：用排水路及び附帯施設（１０６㎞）

（３）保険料

事故当時：

現　　在：１７２，８００円

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

昭和６３年１０月２日に、本区の管理する農業用用排水路に市が設置した水門において、小学２年生の男児が、水門上部の丸ハンドルと扉体との間にあいていた隙間から心棒を握るなどしていた際に、丸ハンドルが落下し手が挟まれて負傷する事故が発生した。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

事故の発生した用水路周辺は市街化が進展し、板でせき止めるための枠だけが残されていたところに、土地区画整理事業により市が水門を設置したものである。

（３）相手方の損害状況

右手親指等損傷（後遺障害）

（４）対象施設名及び造成主体

水路

県が造成し、本区へ譲与（昭和４３年）

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

本件水門は、昭和４７年頃に市が土地区画整理事業に関連して設置した施設であり、市は、本件水門の設置に当たって、本区に対して協議を行ったこともなく、設置後も本区に対して移管手続きがなされたこともない。また、設置後、本件水門が農業用目的で使用されたこともないことから、具体的な管理状況は把握していない。

（２）事故発生時における施設の状況

状況については把握していない。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

詳細は不明

本区に対しての連絡はなかった。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

詳細は不明

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

特になし

（４）管理関係機関の対応状況

特になし

（５）その他（保険会社への連絡等）

特になし

なお、市から、事故後数日経ってから連絡があり、市と共に本件水門の設置状況を調べていった結果、市が土地区画整理事業に伴い本区の管理する水路に設置したことが判明する。

このため、当時まだ土地区画整理事業実施中であり、その責任者である所長等と一緒に、本区も水路の管理者として立場で事務局長ほかが被害者の見舞いに行った。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

本件水門は、そもそも農業用として使用されていないことから、判決確定後に本区が施設の撤去を行った。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

他の施設についても同様な事故がおこらないように点検確認等行い、更に当該施設へ立入ができないようにするなど、必要な措置を講じた。

（３）管理方法の変更

特になし

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

地方裁判所の判決を受け、相被告である市と協議を進め、最終的には、市が６／１０を負担、本区が４／１０を負担することで話し合いがついた。

なお、本区としては、関係する施設での訴訟事件を受け、自主的に事故等により生じた損害請求又は手続き費用等に充てられるように積立を行っていたことから、当該積立金を本件賠償金の支払いに充てた。

（５）その他の対応

特になし

Ⅳ－１　訴訟への対応

（１）弁護士等への依頼状況

本区を被告として提訴されたことから、県土連に相談したところ、県土連の顧問弁護士を紹介していただき、この顧問弁護士に訴訟を委任することとした。

（２）訴訟の経緯

提　　訴　　平成　元年１０月２４日

合計１８回の公判

判　　決　　平成　６年　４月１５日

（３）裁判への対応

裁判には、弁護士が出廷していたが、本区としても出席して傍聴していた。

また、証人としても関係者がその都度出廷して証言してきた。

（４）判決時の対応

地方裁判所における判決では、当方の主張が認められず、市及び本区に責任ありとして、損害賠償支払いを命ずる判決が出され、判決には、仮執行宣言が付された。

このため、本区と市は今後の対応について協議を重ね、①控訴をしないこと、②原告に対して支払う損害賠償金及び弁護士費用の負担割合を市６／１０、本区４／１０とすること、③支払は一時本区が全額立替えて、市議会を了した時点で市は本区に支払うことで文書確認を行った。

（５）判決後の上訴等の対応

判決内容は、当方の主張からして納得できるものではなかったが、相被告である市と協議した結果、控訴しないこととしたため、控訴を断念することとした。

（６）判決確定時の対応

地方裁判所の判決が確定判決となり、当該判決では、市と本区が連帯して責任を負うとされたことから、市と本区は協議を重ね、損害賠償金及び弁護士費用の負担割合を市６／１０、本区４／１０とすること等の文書確認を行った。

Ⅳ－２　判決内容

（１）判決

本件水門は、市が土地改良区の要望により設置したものではないことから、土地改良区の管理する水路に設置したことで土地改良区の所有に移るものではなく、土地改良区も管理する水路に設置されている本件水路を実際には管理していると認められることから、被告らが共に工作物が瑕疵を有していた場合として責任を負うべきである。

本件水門は設置当時と変わって公園ができるなど、子供らが本件水門のハンドル部分を回して遊ぶなどの行為をすることが予見できる状況にあった。また、設置後相当年月を経過しており、手を挟まれて障害を負う危険のあることは充分に予想された。

これらに事故防止のための防止措置を講じ、更に立入禁止の表示をするなど事故が発生しないように方策を講じていなかったのは、本件水門の有すべき安全性を欠いていたと認められる。

（２）当方の主張要旨

本件水門は、市が土地区画整理事業で設置し、本区に引き継がれたこともなく、当該事業のための一時的な施設でそのまま放置されていたもの。

本区組合員が本件水門により受益したこともない。

また、設置に当たって、市から交渉されたこともなく、当然承諾もしていない。

（相被告である市の主張）

本件水門を設置した水路は、本区の管理する水路で、上流・下流に水門が存在している。この水路は、専らかんがい用水路として利用されており、本件水門は事実上、又は河川法、土地改良法に照らしても本区の管理に属する。

本件水路は、本区組合員で構成される実行組合からの要望で設置したものであり、元々あった板の堰を改修したものである。

市としては設置後、管理したこともなく、費用の支出もなく、資産計上もされていない。

（３）相手方の主張要旨

本件水門には立入禁止のための柵もなく、ハンドル部分を覆うこともなく、事故発生を未然に防止する措置がとられていなかった。

本件水路は、法定外公共物であり、市は機能管理者である。本件水門は、市が土地区画整理事業で設置し、維持管理しているものであり市に責任がある。

本件水門を含む一帯の水路は土地改良区が管理しており、土地改良区は危険防止について直接責任を負う。

Ⅳ－３　判決理由における責任の所在

（１）施設の設置責任

特になし

（２）施設の管理責任

本件水門は、市が土地改良区の要望により設置したものではないことから、土地改良区の管理する水路に設置したことで土地改良区の所有に移るものではなく、土地改良区も管理する水路に設置されている本件水路を実際には管理していると認められることから、被告らが共に工作物が瑕疵を有していた場合として責任を負うべきである。

本件水門は設置当時と変わって公園ができるなど、子供らが本件水門のハンドル部分を回して遊ぶなどの行為をすることが予見できる状況にあった。また、設置後相当年月を経過しており、手を挟まれて障害を負う危険のあることは充分に予想された。

これらに事故防止のための防止措置を講じ、更に立入禁止の表示をするなど事故が発生しないように方策を講じていなかったのは、本件水門の有すべき安全性を欠いていたと認められる。

（３）補助金支出に係る費用負担者としての責任

特になし

Ⅱ　事故事例関係

Ｌ土地改良区における事故事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和２６年７月２８日　組織変更

（２）地区面積

３３，２４０ｈａ（うち水田　３２，６７５ｈａ、普通畑　５６５ｈａ）

（３）関係市町村

６市５町１村

（４）組合員数

３，５４１名　（総代　１０５名）

（５）役職員数

理事　　３０名、　監事　６名　（次回改選期より理事18名、監事5名）

職員　　９３名（事務職　２２名、技術職　５９名、臨時職員　１２名）

（６）管理施設

①本区の直接管理施設

頭首工　１３ヶ所（堰　４ヶ所含む）、ダム・ため池　３６ヶ所

幹線用水路　３５３．２ｋｍ、支派線用水路　３６６．４ｋｍ

排水路　２．６ｋｍ、揚水機場　３３６ヶ所

②分水区・支線組合への管理委託施設

揚水機場　１６９ヶ所、その他の支派線用排水路、農道４６３ｋｍ

（７）財政状況・賦課金

①財政状況：　　６，２５１，０００千円（平成１５年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　１，２５０，７６８千円

（経常賦課金　水田　４，５４０円／１０ａ、畑　９１０円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

Ｉ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

「管理の模式図」

本区　→　分水区(18分水区）→　支線組合(97支線組合）　→　地先農家

（２）管理の実施区分

本区の土地改良施設は、頭首工１３ヶ所(堰４ヶ所含む)、ダム・ため池３６ヶ所、幹線用水路１１２条、３５３．２ｋｍ、支派線用水路４８４条、３６６．４ｋｍ、揚水機場５０５ヶ所であるが、その維持管理の方法は、次のとおり行っている

１）本区の全地域を６地域に分けて事業所を設け、所長以下の職員を常置し、分水区及び支線組合と緊密に連携して管轄区域内の施設の維持、分水管理に当たっている。

２）かんがい施設の維持管理に要する経費は、毎年度予算を編成し、賦課金を徴収して調弁している。小幹線以下の用水路の軽易な浚渫及び草刈り等は、その関係支線組合員が自家労力を提供して自主的に行っている。

３）ダム・ため池及び頭首工は、土地改良法第57条の2の規定による管理規程を制定し、管理責任者を任命して管理に当たっている。

４）揚水機場は、本区の直接管理施設の３３６ヶ所については本区職員の選任技術者を置き、機器の点検、整備保守に当たるほか、かんがい期間中は、運転手を雇用し揚水に従事させている。さらに１６９ヶ所は支線組合への管理委託を行っている。

５）用排水路は、本区の直接管理施設は職員が巡視し、施設の点検、損傷箇所の補修を行うとともに通水開始前、終了後における水路の浚渫、清掃及び草刈り等を行い保全に努めている。その他は支線組合への管理委託を行っている。

６）農道は支線組合への管理委託を行っている。

（３）管理費の負担区分

本区の組織運営の円滑と、かんがい施設及び用水の適正管理を計るとともに賦課金完納励行の完璧を期するため、地域に農用地の所有者、耕作者で組織する分水区並に支線組合を設置し、土地改良施設の維持管理経費の負担についても次のとおり行っている。

１）各施設の末端支配面積が３０ｈａ以上は本区が直接管理し、３０ｈａ以下は分水区や支線組合に管理委託し、その活動運営費に対して助成金を交付すると共に施設の補修及び改良工事で一定規模以上のものに対しては、支線組合工事補助規程により工事費の５０％以内で補助金を交付している。

２）揚水機場５０５ヶ所の電力料金については、本区が直接管理している３３６ヶ所は本区が全額負担し、支線組合に運転管理を委託している１６９ヶ所については50％及び100％の助成を行っている。

（４）管理に係る市町村との連携状況

①　用排水路等の事故防止対策として、関係市町村と連携を図り「農業用々排水路等安全施設整備事業」を市町村が事業主体となり、国・道費65％の補助を受け地元負担35％を市町村と当区が折半して、フェンス、ガードロープ、救命スクリーン等の整備を行った。（昭和54年から平成11年まで実施）

②　近年では、本区の管理する幹線用水路で市街地を通過する部分については、国営事業での改修工事において安全対策を考慮して暗渠化を進めている箇所があり、それに合わせて関係する市町において環境美化を目的とした緑地公園化がなされ、維持管理についても各市町で行っている。

（５）管理に係る地域住民との連携

地域住民の積極的な参加を呼びかけ、用水路沿いにアジサイやハーブ等の植栽を行うなど環境・景観保全活動に取り組んでいる（平成13年度から実施し、15年度は５市町村で６回開催して延べ４４０名が参加。年々参加者が増加している）。また、３地区で地域住民と連携したワークショップ活動を進め、地域資源を核とした地域づくりや自然環境や水質の保全に取り組んでいる。

そのほか、米づくりなど小学校の総合学習への全面的な支援、地域イベントへの積極的な参加による「水土里ネット」のＰＲなど、農村の地域資源の保全等に向けた多岐にわたる活動を行っている。

（６）管理に係る問題点と対応状況

特になし

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：加入している

現　　在：加入している

（２）加入対象施設

事故当時：主な幹線・支派線用排水路及びダム・ため池

現　　在：主な幹線・支派線用排水路及びダム・ため池

（３）保険料

事故当時：３３１ｋｍ×７２０円＝２３８，３２０円

現　　在：５６２ｋｍ×７２０円＝４０４，６４０円

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成１４年６月２２日午前４時３０分から８時１５分の間に、幹線用水路において、用水路脇の管理用道路敷地内で近くの水田を見回り中に男性（６５歳）が農作業用のトラックを旋回させようとした際に運転操作を誤って水路に転落。２５日、午前８時４５分頃に約５ｋｍ下流において遺体で発見されたものである。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

昭和３１年から５４年にかけて国営かんがい排水事業で造成され、周辺には水田が広がり一般住民が立ち入る状況にはなく、地先農家のみが時折近づく状況にあった。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

幹線用水路

国営かんがい排水事業により造成

昭和５５年に管理委託

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

天候は好天続きで、通常の操作管理を行っていた。

（２）事故発生時における施設の状況

事故当時の幹線用水路の水位は、約２２０ｃｍで、満水時の八割程であった。

また、幅員１２ｍのコンクリート３面張りの水路であり、ほぼ垂直の壁面である。

水路自体の損傷等はなく、整備補修の予定もなし。

また、現地は被害者の所有する水田に隣接しているが、用水路に沿って水田より２ｍほど高い位置にある幅員５～６ｍの管理用道路へは被害者の農作業用道路からのみ進入することができるが、一般者の侵入を防ぐためのゲートが管理用道路の途中に設置してあり、用水路脇にはフェンスの設置はなされていない。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

事故当時、男性は朝４時３０分頃より事故現場近くの自己所有水田の見回りに出かけていたが、帰宅しないことを不審に思った同人の妻が付近を捜していたところ、８時１５分頃、幹線用水路内にトラックが転落しているのを見つけ警察署に連絡。車内には男性の姿が無く用水路に流されたものと見て捜索。

なお、本区へは午前９時頃に事業所へ消防署より転落事故発生の連絡と、合わせて事故現場下流の救命スクリーン２箇所を降ろしたとの連絡が入った。

また、本区の管理課職員が警察署へ行き状況説明を受けた。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

警察、消防等が直ちに付近の捜索を開始すると共に、事故現場下流の救命スクリーン２箇所を降ろし、その後、午後６時頃当区事業所前の幹線用水路に架かる橋に仮設のスクリーンを設置。結局、三日後の６月２５日午前８時４５分頃、転落現場から約５ｋｍ下流の当該橋の仮設スクリーンで遺体を発見し収容した。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

事故発生当日に、警察情報等をもとに関係機関へ第一報を入れ、２５日の遺体収容後に関係機関へ事故発生状況報告書を提出した。

（４）管理関係機関の対応状況

関係機関の管理担当者と連携を取りながら連絡調整に努めた。

（５）その他（保険会社への連絡等）

保険扱い者の土地連へは遺体収容後すみやかに事故発生状況報告書を提出。

事故状況からも、とりあえず本区の管理責任は無いものと判断し、また、遺族からも要望が無く保険会社へは連絡を入れていない。

Ⅲ　当区における事故防止対策

（１）土地改良区の広報の発行

毎年２～３回発行し、事故防止関係記事を掲載している。

（２）学校への通知状況

教育委員会を通じて、通水時期の連絡並に危険防止について通知している。

（３）市町村との連携状況

毎年春の通水開始前に、市町村、警察、消防も参加して「水路危険防止対策協議会」を開催し協議を行っている。

（４）フェンス及び標識などの設置

地区内の危険と思われる場所に設置し、破損した物はすみやかに補修整備を行っている。さらに、市街地近郊の幹線用水路には非常用の救難ロープを設置している。

（５）啓発活動の実施

① 広報車により、５月から８月までの通水期間中、定期的に地区内を巡回。

② 毎年、地区内の小学校、幼稚園、保育所等に事故防止を刷り込んだ、ポスター・チラシ・風船などを配布している。

Ｍ土地改良区における事故事例（水路転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和３７年５月１４日

（２）地区面積

８０１．０ｈａ（うち水田７８７．７３ｈａ、普通畑１３．２９ｈａ）

（３）関係市町村

１市１村

（４）組合員数

６８４名

（５）役職員数

理事　１２　名、監事　２　名

職員　　２　名（事務職　１　名、技術職　１　名、施設操作員　　名）

（６）管理施設

用排水路

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：１１９，７４５千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　２２，２４８千円

（経常賦課金　水田２，８６０円／１０ａ、畑　５７２　円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

なし

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

土地改良区用排調整委員会　→　各地区水利組合　→　地元農家

（２）管理の実施区分

水利権関係は、M土地改良区でもっている。本土地改良区が管理する用排水路は３４．１Ｋｍであるが、日常管理は各地区水利組合で行っている。整備補修については、本土地改良区で行っている。

（３）管理費の負担区分

用排水路の整備補修については、本土地改良区の経費の負担で行っているが、日常管理費は、各地区水利組へ面積割合で助成金を交付してる。

（４）管理に係る市町村との連携状況

なし

（５）管理に係る地域住民との連携

なし

（６）管理に係る問題点と対応状況

農業者の高齢化、担い手不足などから各水利組合の管理体制が、弱体化してきてるので管理体制の見直しが必要になってきてる。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：　昭和６１年度より加入してる。
現　　在：　現在も加入してる。

（２）加入対象施設

事故当時：　幹線用排水路　４km
現　　在：　幹線用排水路　４km

（３）保険料

事故当時：　３０，０００円
現　　在：　３０，０００円

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成１４年５月３日、午後７時３０分頃、本土地改良区の管理する用水路で、保育園児（４歳）が誤って水路に転落し、下流２．５キロ地点のゲート付近で意識のない状態で発見された。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

平成７年度までに県営土地改良総合整備事業で整備され、周辺の一部は住宅があるが、水路までは、農地があり距離がだいぶある。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

用水路

県営土地改良総合整備事業で整備し、平成１１年度に県より譲与されている。

（水路敷地は、法定外公共物で町に譲与）

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

当日から取水を開始し、水量が増大していた。

（２）事故発生時における施設の状況

事故当時の本件用水路の水位は、約８０ｃｍで満水状況であった。

コンクリートフリュームの水路で、垂直の断面である。

防護柵等安全施設は、地域住民及び行政の方からも要望もなかった事から設置計画はなかった。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

事故当時、午後３時頃父親が園児を連れて近所の友人宅を訪問し、この園児は、外で遊ぶなどしていたが、午後６時頃になって、この園児の姿が見えないため、近所の住民らと捜していた。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

新聞情報によれば、消防団や付近住民約１０人が捜索したところ約１時間半後転落場所から約２．５キロ下流で発見された。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

事故発生３日後、新聞情報等をもとに県の担当者と事故発生の状況把握に努めた。ただし、関係機関から土地改良区への連絡は一切なかった。

（４）管理関係機関の対応状況

県の担当者と連絡調整に努めた。

（５）その他（保険会社への連絡等）

特に連絡を入れなかったが、土地改良事業団体連合会に事故の報告して、遺族の対応を待った。

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

事故発生後、行政、地域住民から安全柵の設置の申し入等があり、関係町（受益地外）とも調整した結果、町が資材を提供して、地域住民で安全柵を設置した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

県土地改良事業団体連合会発行等のポスターを小学校、保育園に配布して用排水路における安全管理の観点から、児童に対する啓発をお願いした。

（３）管理方法の変更

取水期間の管理について、本土地改良区と水利組合と協議した。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

（５）その他の対応

関係町村と土地改良施設の安全管理について協議した。

Ｎ土地改良区における事故事例（ダム転落事故）

Ｉ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和４５年３月１１日

（２）地区面積

８３２ｈａ　（うち水田　８３２ｈａ、普通畑　　－ｈａ）

（３）関係市町村

１市

（４）組合員数

１，２７０名

（５）役職員数

理事　１３名、監事　　３名

職員　　４名（事務職　４名、技術職－名、施設操作員　３名(うち臨時職員１名))

（６）管理施設

ダム１ヶ所（４３５万ｔ)、揚水機２０ヶ所、

幹線用水路２６．３km、支線用水路２２．７km、取水堰１ヶ所

（７）財政状況・賦課金

①財　政　状　況：１２３，５２７千円（平成１５年度一般会計予算）

②経常賦課金収入：　４７，４８６千円

（経常賦課金　水田　６，５００円／１０ａ、畑　－円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

なし

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本土地改良区　→　工区又は水利組合　→　地先農家

（２）管理の実施区分

本土地改良区が管理する土地改良施設は、ダム１ヶ所、揚水機２０ヶ所、幹線用水路２６．３km、支線用水路２２．７kmであるが、そのうちダム、揚水機１ヶ所、幹線用水路については、本土地改良区職員が操作・管理している。その他の揚水機１９ヶ所、支線用水路は、工区または水利組合で操作・管理している。

（３）管理費の負担区分

上記に掲げる施設の漏水・故障等の補修は全て本土地改良区で負担している。

（４）管理に係る市町村との連携状況

平成１３年度より幹線用水路水管橋の土地改良施設維持管理適正化事業を実施しており事業費の７％について富津市から助成を受けている。

（５）管理に係る地域住民との連携

（２）に掲げる揚水機１９ヶ所、支線用水路の草刈り等通常の維持管理は、工区又は水利組合で実施しているが、非農家との連携はない。

（６）管理に係る問題点と対応状況

工区長・水利組合長会議で施設管理を周知している。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：平成５年度より加入している
現　　在：現在も加入している

（２）加入対象施設

事故当時：ため池、水路、道路、揚水機場
現　　在：ため池、水利、道路、揚水機場、頭首工

（３）保険料

事故当時：ため池、水路、道路　500円/km、揚水機場　290円/ヶ所
現　　在：ため池、水路、道路、揚水機場、頭首工　500円/km、揚水機場　290円/ヶ所

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成１４年７月１９日、ダム湖において、市外の男性（７３歳）が、へら鮒釣りの最中に、貸舟事業協同組合から借りたボートから転落し、翌２０日午前９時４０分頃警察署により発見された。

貸舟事業協同組合の報告によれば、男性は個人所有のライフジャケットを持参したが着用せず、組合の管理人の忠告も受け入れず出船したとのことであった。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

昭和４５年度より県営かんがい排水事業として事業着手し､平成４年事業完了している。当該ダムは昭和５７年１０月２７日に満水式を迎えている。

一方、湖面利用に関しては、市が市民の森開発のため、平成５年６月２１日に本土地改良区との間で協定書を締結し、同市は、貸舟事業協同組合と同年８月１１日に協定を締結し、現在に至っている。

なお、協定書の中で責任の所在を明確に定めている。

事故現場は、当該ダムの西側の主要地方道より１００ｍ位に隣接する位置である。

（３）相手方の損害状況

死亡

（４）対象施設名及び造成主体

ダム

県営かんがい排水事業により造成

平成２年度　管理委託

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況（１）事故発生時における施設管理の状況

通常、朝一番でダム周辺道路を巡回するが、かんがい期については、ダム管理人は主に幹線水路を巡回し、また、受益地を巡回し用水の供給状況及び漏水確認を行うことで一日の時間を費やしている。それ以外の時期には、施設の維持管理（草刈り等）を行っている。

事故当日、ダム管理人は、貸舟事業協同組合の管理人から釣り客が行方不明であるとの知らせを聞き、その捜索活動に加わった。また、本土地改良区職員もダム管理人からの連絡を受け、現地に行き対応に当たった。

なお、貸舟事業協同組合も一日に数回はダム湖周辺の巡回を行っていた。

（２）事故発生時における施設の状況

当日のダムの水位は７９．５８ｍ（満水位７９．５０ｍ）で余水吐より越流していた。

平成１４年７月１４日の降雨により満水となっていた。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

本土地改良区では、県事務所へ連絡を入れた。なお、警察、消防には貸舟事業協同組合から連絡済であった。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

事故当日、警察関係は、地元駐在所が出動し、翌日は警察署も出動していた。

消防署は、事故当日から出動していた。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

県事務所へ連絡を入れ、連絡調整を図った。

（４）管理関係機関の対応状況

事故当日、県事務所の担当が現地に出向いてくるなど対応していた。

（５）その他（保険会社への連絡等）

特になし

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

なし

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

なし

（３）管理方法の変更

なし

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

貸舟事業協同組合での対応であり、詳細は不明。

但し、事故翌日から２日間は営業を自粛した。

○土地改良区における事故事例（ダム転落事故）

Ⅰ－１　土地改良区の概要

（１）設立年月日

昭和５０年２月５日

（２）地区面積

８５４ｈａ　（うち水田　－ｈａ、普通畑　８５４ｈａ）

（３）関係市町村

３町

（４）組合員数

１，２２２名

（５）役職員数

理事　１９名、監事　　３名

職員　　４名（事務職　２名、技術職　２名、施設操作員　－名）

（６）管理施設

ダム１ヶ所、揚水機、調整池

幹線・支線用水路（パイプライン）、防霜用ファームポンド、発電所

（７）財政状況・賦課金

①　財　政　状　況：２７６，９８０千円（平成１５年度一般会計予算）

②　経常賦課金収入：　３４，９６７千円

（経常賦課金　水田　－円／１０ａ、畑　３，０００円／１０ａ）

（８）関係市町村からの運営費及び維持管理費にかかる助成状況

関係３町から運営費補助を受けている

平成１５年度　７，３００千円（受益面積割）

Ⅰ－２　土地改良施設の維持管理体制

（１）維持管理体制

本土地改良区　→　水利用管理組合　→　地先農家

（２）管理の実施区分

基本的には、各ほ場の給水栓施設までは、全て土地改良区の直接管理。

給水栓施設から二次側の散水器具等については、各地区ごとに組織している水利用管理組合が管理。

パイプラインの補修改修については、本土地改良区の指定工事店等に依頼。

（３）管理費の負担区分

全て本土地改良区

（４）管理に係る市町村との連携状況

ダム湖については、町の水環境整備事業で整備しており、湖面へのボート乗り入れは、禁止となっている。

（５）管理に係る地域住民との連携

農道排水路については、毎年一回、各地区ごとに組合員の出役による清掃作業を実施している。

ダム管理道路、調整池については、シルバー人材センター（町の斡旋）により草刈り等を実施している。

（６）管理に係る問題点と対応状況

組合員の高齢化・兼業化等により、各地区の水利用管理組合が十分に機能しなくなりつつある。

Ⅰ－３　施設に係る損害賠償保険への加入状況

（１）加入の有無

事故当時：加入している

現　　在：加入している

（２）加入対象施設

事故当時：ダム、調整池、パイプライン、防霜用ＦＰ６ヶ所

現　　在：ダム、調整池、パイプライン、防霜用ＦＰ６ヶ所

（３）保険料

事故当時：３３，５００円

現　　在：９０，７９０円

Ⅱ－１　事故の発生状況

（１）事故発生の状況

平成１２年７月８日、本土地改良区が管理するダムの直下にある減勢工に、家族５名（子供２名、父親、祖父母）が誤って転落し、発見された。

家族（母親）には、シジミ採りに行くといって出かけた。

（２）事故発生箇所の周辺状況（施設造成時以降の推移等）

県営畑地帯総合土地改良事業により造成されたダムであるが、ダムの右岸側に、建設当時の作業道が残されているため、チェーンを張り進入できないようにしていた。ただし、チェーンを切ってまでして進入する者もいた。

事故発生後は、更に進入できないようにするため、フェンスを設置し、施錠を行うなどの措置を行った。

なお、事故現場の減勢工の直下流周辺ではシジミが採れていた。

（３）相手方の損害状況

死亡（５名）

（４）対象施設名及び造成主体

ダム

県営畑地帯総合土地改良事業により造成

平成３年　県より管理委託

Ⅱ－２　事故発生時における施設管理の状況

（１）事故発生時における施設管理の状況

ダムに本土地改良区の事務所があるが、事故当日は土曜日であり、当番のものが出勤し点検等行っていたが、２４時間体制での点検監視は行っていない。

（２）事故発生時における施設の状況

事故現場である減勢工は、ダムからの越流水の勢いを減少させるものであり、常に水位としては満水（水深約６ｍ）の状態にある。

Ⅱ－３　事故発生時における対応状況

（１）事故発生時の地域関係機関（警察等）への連絡状況

家族から捜索願が出され、現場付近で車が発見され、本土地改良区には、その日の夜に消防から連絡が入った。

（２）地域関係機関（警察等）の対応状況

事故当日、サーチライトを照らして、レスキューが捜索し発見した。

（３）事故発生時の管理関係機関への連絡状況

緊急連絡網により、県に対して本土地改良区から連絡を入れ、調整を図った。

（４）管理関係機関の対応状況

（５）その他（保険会社への連絡等）

翌日に連絡を入れる

翌々日に現地に担当が来たことから説明を行う

Ⅲ　事故後における対応状況

（１）事故対象施設の改良等

進入防止のためのチェーンを張っていたが、フェンスの設置を行うとともに、進入禁止の看板を設置した。

（２）事故対象施設以外の施設の改良等

関係機関と合同で再度全ての施設の点検を行い、必要な場所には施錠を行うなどの改良を加えた。

（３）管理方法の変更

事故後は、毎日ダム周辺の巡回点検を行うようにした。

（４）損害等への具体的対応（損失補償の状況）

なし

（５）その他の対応

なし